

会議録

日 時 平成26年3月11日(火)

場 所 3階 第1研修室

会 議 名：第4回平成26年度予算等審査特別委員会

出席委員：佐藤委員長、福嶋副委員長、又地委員、吉田委員、平野委員、竹田委員

笠井委員、新井田委員、東出委員

欠席委員：なし

オブザーバー：岩館議長

会議時間 午前9時30分～午後4時43分

事務局 山本、近藤

開会

1. 委員長あいさつ

佐藤委員長 こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、3月10に引き続き第4回平成26年度予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

よって、木古内町議会委員会条例第14条の規定による委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりでございます。

2. 審査事項

(1) 保健福祉課

佐藤委員長 保健福祉課の皆さん、本日はどうもご苦勞様でした。

それでは、平成26年度の保健福祉課の予算について説明を求めます。

中島課長。

中島保健福祉課長 皆様おはようございます。

平成26年度保健福祉課、保健推進グループの歳出からご説明を申し上げます。

106ページから107ページをお開き願います。3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費です。8節 報償費、11節 需用費、12節 役務費については前年同様の予算計上です。

9節 旅費については、障害福祉サービス等利用計画を作成するために受講しなければならない研修参加旅費として、2名分を計上したため前年より約10万円増額となっています。

13節 委託料については、障害者福祉システム保守管理委託料が前年より減額になったことにより、21万3,000円少ない予算計上となっております。15節 工事請負費については、健康管理センター屋上の応急処置的な防水補修工事費として48万円を計上しております。

続きまして、108ページをお開き願います。19節 負担金補助及び交付金については、ことし9月7日に渡島管内2市4町で開催される、第52回北海道障害者スポーツ大会負担金を計上している分、前年度より増額となっています。

予算説明資料24ページをお開き願います。各競技開催会場は記載のとおりとなっており、木古内町は知的障がい部門のバスケットボール競技を受けております。

続きまして、20節 扶助費については前年度とほぼ同額ですが、障がい福祉サービス等利用計画作成費 89万6,000円を新たに計上しております。この障がい福祉サービス等利用計画作成費ですが、平成24年に可決成立した障害者総合支援法により、障害福祉サービスの利用を希望するかたは、市町村にサービス等利用計画案の提出が義務づけられました。このサービス等利用計画案の作成費は、障害者のかたが負担するのではなく、作成の依頼を受けた指定特定相談事業所が作成し、その作成料を国保連合会に請求し、請求された作成費を連合会に支払うという流れになります。

続きまして111ページをお開き願います。9目 障害支援区分認定審査会につきましては、1節 報酬については、障害支援区分認定審査会の開催回数を前年より減らして計上したため11万円ほど少ない予算となっております。9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費については前年度とほぼ同額となっております。

同じく111ページ、10目 福祉施設管理費です。4節 共済費ですが、福祉施設管理人の雇用保険料となっております。

続きまして、112ページにまたがっておりますが、7節 賃金、12節 役務費、13節 委託料については前年度とほぼ同額となっております。同じく11節 需用費については、燃料単価、消費税率アップ、使用量増により前年度より68万6,000円の増となっております。

続きまして、117ページをお開き願います。4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費となっております。9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費、13節 委託料及び118ページの20節 扶助費については、前年度同様の計上となっております。

1ページ前に戻りますが117ページ、19節 負担金補助及び交付金ですが、水道事業会計への負担金が前年度より1,440万円の増額となっております。新年度から運航がはじまる道南ドクターヘリ運航経費の負担金108万6,000円の計上により、1,780万円ほど増額計上となっております。資料24ページにも記載しておりますが、ドクターヘリの運航予定は平成27年1月からで、負担金については1月から3月までの経費を計上しております。

続きまして、118ページから119ページをお開き願います。2目 予防費です。9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費については、前年度とほぼ同額となっております。13節 委託料ですが、資料24ページをお開き願いたいと思います。委託料総額としては、前年度当初予算より32万7,000円の増となっておりますが、委託内容の大幅な変更はありません。今年度の新規事業としては、平成25年度から開始した大人の風しんワクチン接種費用助成の継続と、町長の執行方針にも明記していますが、乳幼児のインフルエンザ予防接種費用を無料で実施していたものを、新年度から中学生まで拡大して実施するため、前年度より増額となっております。続きまして、16節 原材料費については、ほぼ前年度同様の計上額となっております。

続きまして、121ページから122ページをお開き願います。4目 保健活動費、8節 報償費、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費、19節 負担金補助及び交付金につきましては、ほぼ前年と同額の計上となっております。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。

38ページのほうをお開き願います。11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生

費負担金です。3節 障害者支援区分認定審査会共同設置負担金ですが、渡島西部四町が共同設置している審査会経費の負担金となっております。

続いて、44ページをお開き願います。13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金の障害者に関する負担金2件、7,962万5,000円及び45ページの2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 8万2,000円が保健福祉関連の歳入となっております。これにつきましては、障害者自立支援医療費、身体障害児・者補装具給付費などの歳出に伴う財源措置となっております。

続きまして、46ページをお開き願います。2項 国庫補助金、1目 民生費補助金、1節 社会福祉補助金 148万3,000円及び2目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金 46万2,000円が保健福祉関係となっております。これにつきましても、地域生活支援事業、身体障害児・者日常生活用具給付費等関係の歳出に伴う財源措置となっております。

続きまして、49ページをお開き願います。14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金のうち、障害者関係の2件 3,981万2,000円及び50ページの2目 衛生費負担金、1節 保健衛生負担金 4万1,000円が保健福祉関係となっております。これにつきましても、障害者自立支援医療費、身体障害児・者補装具給付費等の歳出に伴う財源措置となっております。

続きまして、51ページをお開き願います。2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金の障害者自立支援事業補助金 61万1,000円及び52ページをお開き願います。3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金 13万9,000円が保健福祉関係となっており、同じく身体障害児・者補装具関係等の歳出に伴う財源措置となっております。

続きまして、70ページをお開き願います。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入、保健事業の本人負担金としてがん検診、健康教室等、養育医療費等を見込んでおります。

続きまして71ページ、グループホーム維持管理負担金 500万4,000円と障害者サービス等利用計画作成収入 3万2,000円を見込んでおります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

佐藤委員長 歳入・歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

吉田委員。

吉田委員 おはようございます、吉田です。107ページの健康管理センターの屋上防水工事の費用が出ているのですが、数年前にも同じような水漏れでしたか。これを出ていたのですが、時々出てくるのでこの辺がどうなっているのかという。たぶん、欠陥なんだろうなと思うのですが、その辺全面的に直すきではないのですかという考えなのですが、この辺について、そんなにたいしたことないと原因がわかっているのであればいいのですが、その辺についてちょっと見解をお願いします。

あともう1点お願いします。定住自立圏の関係でドクターヘリの関係が出てきて、今年度は27年の3か月分ということで、100万円ということが出てきたのですが、1年にすると400何万円くらいなのですか、単純に。1年通した場合そういう考えでいいのか、それ以上増える可能性もあるのかということだけをちょっとお聞きします。

佐藤委員長 中島課長。

中島保健福祉課長 防水工事につきましては、建物が平成7年度に建ったものですので、

本来であれば全面改修が必要なのですが、いまのところはほんの一部なのですけれども、ちょっと破損している部分がありますので、そこを改修する中で今後、金額的に1,000万円以上かかるものですから、今後はまずは一部箇所を直す中で今後、大幅に予算を計上する中で改修が必要かなとは考えております。

それと、ドクターヘリにつきましては、今回は100万円ちょっとなのですが、27年度からにつきましては189万7,000円、1町村になっております。これについては、主に大きい部分はやはり人件費等がございますので、その部分が函館市さんで負担をしてくれるということになって。前にもご説明したと思うのですが、その中で人件費等に関しては函館市さんが負担してくれると。そういう中で、利用率だとか利用人数だとかを含める中で、各町村の負担を出すということで、今回は3か月で100万円ちょっとで、次年度からは189万7,000円という形になります。以上でございます。

佐藤委員長 又地委員。

又地委員 ドクターヘリの件なんですけれども、平成27年からということなんですけれども、当町ではどこをヘリポートにとかというあれは、その作業はいつ頃までオープンになってくるのかなと。その辺の構想をちょっと伺っておきます。

佐藤委員長 中島課長。

中島保健福祉課長 今月の27日に幹事会がございますので、その中で改めてどういう形になるのかということも話されるのではないかとようになっておりますが、事前には山村広場ということで道のほうに報告はしているのですが、当然又地委員がこの間の意見の中で心配されている除雪だとかいろいろな部分が今後課題が出ておりますので、それに対しては26年度に体制と言いますか、そういう部分も考えながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 ないようですので、次に進んでください。

中島課長。

中島保健福祉課長 続きまして、介護福祉グループの一般会計のほうからご説明を申し上げます。

はじめに歳出のほうをご説明したいと思います。102ページのほうをお開き願います。

102ページから104ページにまたがっております。3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費 1億9,062万5,000円となっており、1節 報償費につきましては100歳のかたの

記念品ということで、昨年より2名減りまして1名分の3万円を計上しております。11節 需用費、12節 役務費、14節 使用料及び賃借料につきましては、前年とほぼ同額となっております。13節 委託料につきましては、緊急通報システム更新委託料 647万9,000円を新たに計上をしております。19節 負担金補助及び交付金につきましては、老人クラブ運営補助金、老人クラブ連合会補助金の前年の当初予算、25年度の当初予算より19万1,000円の増額となっております。合わせて、高齢者等屋根の雪下ろし等助成事業補助金 176万6,000円の計上となっております。続きまして、20節 扶助費、25節 積立金につきましては、前年と同額となっております。28節 操出金につきましては、介護保険事業特別

会計操出金として725万5,000円の増額となっております。

続きまして、105ページから106ページとなります。3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 在宅介護支援費 121万5,000円につきましては、各節前年度とほぼ同様となっておりますが、11節 需用費 9万7,000円の増額につきましては、燃料費、修繕費等の増となっております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。38ページをお開き願います。11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 74万8,000円につきましては、養護老人ホーム利用者1名分の負担金となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、2目 民生手数料、1節 福祉手数料につきましては、前年と同額の歳入を見込んでおります。

続きまして、51ページお開き願います。14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、2節 老人福祉費補助金。これにつきましては、老人クラブ運営費補助金の三分の二補助、32万3,000円を計上しております。

続きまして、57ページお開き願います。15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金、1節 利子及び配当金につきましては、前年と同額となっております。

続きまして、60ページお開き願います。16款 寄附金、1項 寄附金、2目 民生費寄附金、1節 民生費寄附金 1万円につきましても前年と同額となっております。

続きまして、70ページお開き願います。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入につきましては、在宅サービスセンター管理費収入 25万8,000円を見込んでおります。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

佐藤委員長 民生費の歳入・歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

竹田委員。

竹田委員 昨年から見ると、老人クラブの運営助成のアップ、そして屋根の雪下ろしの新規の事業は昨年から継続して予算計上していただいて、高齢者の立場からすれば大変ありがたいところだと思います。ただ、今年度もすでにスタートして開始している屋根の雪下ろしの関係ですが、いまのところは順調と言いますか、どのくらいの部分でその受注と言いますか、そういうのがあるのかという部分。現時点での実態でよろしいですので、報告願いたいと思います。

それと、社会福祉協議会に運営助成をしていますけれども、実は社協さんの介護保険事業。これをとらえますと、経営的にはかなり厳しい数字がでてきているというようなことで、この部分の穴埋めをどうしているかと言えば福祉基金を、社協さんで基金充当している3,000万円あまりの金額を取り崩しているという。そして、基金の取り崩しについても、ルールを決めて介護保険事業に補填するための財源として何千万円という資金の区分けをしていますけれども、このままであればあと何年か、数える年数の中で破綻をするだろうというふうに思うのです。それで、行政としてその辺をどう社会福祉協議会にいまの事業を継続してもらうためにはどうすれば一番運営が。いま、民間さんの事業も町内にはいま3社ありますし、その辺とどう競合というかあれしていくのかというのはこれからの課題だと思うのです。いまどうこという方向性が出ないとすれば、この部分も十分内部検討していただいて、財政支援も含めて十分な検討をしていただきたということで、もしいま答弁

をもらえとすれば課長の立場ではなくて、副町長もいますのでその辺で答弁をもらえればというふうに考えています。

佐藤委員長 高橋主査。

高橋主査 一問目は私のほうから説明をさせていただきますが、2月現在での数字になりますけれども、助成した軒数が27件になります。助成額が32万4,800円になります。3月に入りましてから、この何日か前の雪で申請されたかたがいますのですが、まだ金額は実績があがってこないと助成額が決まらないものですから、それはまだ決定をしておりますが、いま現在での2月末での数字ということになります。あとは課長のほうから説明をいたします。

佐藤委員長 中島課長。

中島保健福祉課長 社協につきましては、何度か事務局長、会長さんのほうからはご相談はありましたが、担当課とすると一企業と言ったらおかしいのですけれども、担当課長としては一企業と考えておりますので、やはり経営努力はしていただかなければ困るということで、その中で当然、行政の理事として会議等に出席する中で、支援はできないということではなくて、経営する上でサービス向上のためには民間のように、民間は土日に関係なくサービス等もしておりますので、社協だから土日に休むだとかということではなく、同じような経営体制を取る中で努力をしていただかなければ生き残れないのではないのかということでは話をしております。ただ、担当課長の意見ですので、トップがどういうふうに考えているかは、まだ何もご相談はしておりますが、現段階ではまずは企業努力をしていただくということで考えております。

佐藤委員長 副町長。

大野副町長 ただいま、社会福祉協議会の運営と言いますか、事業に関してのご質問でした。平成12年に介護保険制度が始まる際に社会福祉協議会さんとも相談をさせていただいて、ヘルパー事業について収益的事業ということで取り組むかどうかという話をして、収益的事業として取り組むと。従来の、公益事業は継続をします。公益事業の分というのは職員がおりますので、こちらについては「町が支援をします」ということで人件費の支援をしているわけです。ヘルパー事業については、収益的事業ですから、先ほど課長が言いましたように、「企業として収益性を追求してってください」ということで事業を展開してきております。一昨年だと思っておりますけれども、社協さんの決算の際にその収益部門で収入が減ったと。収入が減って支出が増える、これは支出は人件費もありますから、その分がサービスを多く提供すればするほど入ってくるのですが、そこが減ってしまっていると。それで、昨年なんですけれども社協さんに出向きまして、「収益的事業についての収支の均衡を図るように努力をしてください」という話はしております。それは、経営の見直しです。基金を取り崩すということは、これは収益的事業を行っていく中では好ましくない状態ですので、公益的事業の分で不足をするということであればこれはやむを得ない話なんですけれども、「介護保険法が成立し収益的事業に取り組む社会福祉協議会という位置づけになった以上は、そういった基金の取り崩しは好ましくないですよ」というような話はしてございます。ただ、このまま経営を続けていたずらにと言いますか、基金がどんどんどんどん取り崩されるという状況になればこれはまずいわけですから、そこについてはなお私どもでも状況を見ながら相談と言いますか、こちらのほうからも話をさせ

ていただきたいというふうに思っております。以上です。

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 いま副町長の答弁で理解はしました。それで、我々もいまの副町長が答弁したように、基金を取り崩してまで一つの事業を継続しなければどうなのか。やはり、社協さんとして、いま民間の事業者もいる実態の中でどう。例えば、採算が合わないから即撤退ということではなく、そこで働いている人間もいるということからすれば、その人達をどうするという事も含めて、やはり長期というか少なくとも3年、5年のスパンの中で経営の、社協さんの事業の見直し方向転換も含めて。これは、いま副町長が言ってくれましたので、やはり行政が中に入ってもう少し、町長の執行方針の中でも運営についての支援をしますと明言しているのだけれども、そこまで具体的にその分まで支援するとは思っていないものですから、その辺はきちんと社会福祉協議会もなければならないという組織でもありますし、その辺は事業とのからみを十分、内部で検討して進めてほしいということです。

佐藤委員長 副町長。

大野副町長 社協さんに昨年訪問した際には、ほかのヘルパー在宅サービス事業、ヘルパー事業と競合しているという事実はおっしゃっていました。その中でも、「利用されるヘルパー事業ということで利用される社協ということで、サービスの提供する時間とかを、利用者あるいは家族の意向に沿った形に変えていっています」と。「そういう中では、増えています」という報告も受けておりましたので、ただそのあと、また一度落ちているという話も伺っていますから、年間の収支がどの程度になっているかはまだつかんではないのですけれども、把握をしながらまた選ばれるようなサービスを提供できるように社協さんとは話をしていきたいというふうに思っております。

佐藤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時09分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

東出委員。

東出委員 130ページの緊急通報装置なのですけれども、ここに今回640万円ほどされているのですけれども更新の委託ですよね。そうすると、大分もうその家庭に付けて10年以上経つのかな。そんな感じで、装置そのものの更新ということは入れ替えするということなのだろうか。まずは、その辺を教えていただきたいのと、では今年度は何台くらい更新するのか。その辺も含めてちょっとお聞かせください。

佐藤委員長 高橋主査。

高橋主査 各家庭に、端末ということで受信装置を設置しています。その装置は、電話回線を使って直接119番を押さなくても、電話でまわさなくてもいいように、直接消防のセンターのほうに装置を使うことによって入ると。例えば、急に体調が悪くなったときにはその装置を使って鳴らすと消防のほうで応答するというような装置なのですが、いま入れ替えるのはその各家庭に付いている装置ではなくて、消防のほうにまず1台ソフトが入って、それから受信装置ということでその家庭から電話回線を使って消防のほうに入るので

すが、それを受ける装置があるのですが、それを入れ替えるということになりますので、パソコンからそのソフト全部を含めてということに入れ替えということになります。以前に、その装置を入れたのがもう8年くらい経過しているのです、消防のほうに入れた機器が。それがまず1台と、あとはいさりび団地のほうにも同じ団地に入居しているかたが管理人室のほうに直接その装置を押すことによってつながる受信装置がありまして、それもすでに新規のかたを入れられない状況になっているということで、それも入れ替えということで。合わせてそれは入れ替えになるということです。一式入れ替えるのですが、いまの入れ替えにあたってはコンピュータのソフトがOSがマイクロソフト社のXPということで、4月でセキュリティーが終わるという関係もありますし、それで新しく入れ替えるソフトについては、ウインドウズ7のソフトということで、そういうことで全部一式入れ替えるということで、2台を入れ替えるということの予算措置になっています。以上です。

佐藤委員長 新井田委員。

新井田委員 ちょっと関連で、いま緊急装置の説明をちょっといただきました。これは、ちょっと話が飛んでしまう可能性があるのですが、この端末とかこういう装置に関しては道内も含めて何件か各自治体で、いわゆる端末とかタブレット方式で安否確認も含めてやっている事業所があるのですよね。いろいろこれは当然、お金はかかるのですけれども、こういうものというのはごく最近でもうちの村でも変死扱いという部分でこういう装置は持っていたのですけれども、結局は不可抗力でお風呂で亡くなっていたというような状況もあったのですけれども。こういうのは勿論いいことだと思うのですけれども、行く先、何か装置的なそのものを代えていくとか、もっともっとそういう高齢者に向けた指導も含めて、そういう装置を代えていく。いわゆる、タブレット方式にするとか一つの案ですけれども。そういう方向にはちょっとどうなんでしょうか。この先行き、長短期に向けて考えがあるのかどうか。ちょっと、その辺についてお聞きしたいです。

佐藤委員長 高橋主査。

高橋主査 どうしても使えるのは電話機のそばか、もう一つはペンダントということで、例えば電話機から離れて寝室なんかでもペンダントということで押すことによって、受話器のそばにある装置と同じような働きをして消防のほうにつながるようなことで各家庭にはそういう形で二つペンダントもわたしてはいるのですけれども、どうしてもお風呂だとかそういうところになると、それを持ってということではなかなか入らないと思いますので、どうしてもそういう通常生活する部分では持ち歩くとは思いますが、ちょっとそういう形で離れて場合によってはそれを使えないということもあると思います。今後なんですけれども、いまは消防にある機器等を入れ替えるのですが、言われているのはたぶん、各家庭に付けるものをこれからどうするのだという話だと思うのですが、いまは大体60台くらい町のほうで予備を含めて設置してあります。入れ替えるとなると、それを全部当然、あ各家庭に設置しているもの、それから予備も含めてということになると、そのセンサーで人の動きによって作動するようなものもあるのですが、値段的にもそれを入れ替えることによって大体1台が4万から5万くらいしますもので、いまのところはそれまでということではなくて、まずはいまの装置を替えて正常な各家庭とつながるようにということで、いまのセンターのほうだけの入れ替えということでいまのところは考えております。以上です。

佐藤委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 ないようですので、次に進んでください。

特別会計を、中島課長。

中島保健福祉課長 続きまして、介護保険特別会計のほうをご説明したいと思います。

はじめに歳出のほうから、23ページから24ページをお開き願います。

資料番号2号の、29ページのほうもお開きをお願いいたします。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から7節 賃金までは、職員3名分の人件費と審査会担当の事務臨時職員1名分の賃金で、総額2,586万9,000円となっております。

続きまして、24ページをお開き願います。9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費、14節 使用料及び賃借料につきましては、前年とほぼ同額となっております。13節 委託料につきましては、介護保険事務処理システム保守料 106万4,000円を新たに計上しております。

続きまして、25ページをお開き願います。2項 徴収費、1目 賦課徴収費、11節 需用費、12節 役務費は前年度と同額となっております。

続きまして、26ページから27ページをお開き願います。3項 介護認定審査会費、1目 介護認定審査会費 500万8,000円につきましては、西部四町地域で共同設置しております審査会の運営経費となっております。1節 報酬、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費、14節 使用料及び賃借料、19節 負担金補助及び交付金につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、27ページをお開き願います。3項 介護認定審査会費、2目 認定調査費 614万7,000円につきましては、13節 委託料の居宅介護システム更新業務委託料 162万2,000円の増額が主なものとなっております。

続きまして、28ページをお開き願います。4項 運営協議会費、1目 運営協議会費 4万3,000円につきましては、前年と同額となっております。

続きまして、29ページをお開き願います。資料番号2号の29ページのほうもお開き願います。2款 保険給付費、1項 保険給付費、1目 介護サービス等給付費、19節 負担金補助及び交付金 5億6,754万6,000円につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき予算計上しており、274万6,000円増額となっております。

続きまして、30ページをお開き願います。2項 高額介護サービス費、1目 高額介護サービス費、19節 負担金補助及び交付金 1,608万7,000円につきましては、同じく第5期介護保健事業計画に基づき予算計上しており、前年度と同額となっております。

続きまして、31ページをお開き願います。3項 その他諸費、1目 審査支払手数料、12節 役務費、国保連合会審査支払手数料なっており前年度と同額となっております。

続きまして、33ページをお開き願います。同じく、資料番号2号の29ページもお開き願います。3款 地域支援事業費、1項 地域支援事業費、1目 介護予防事業費 836万5,000円につきましては、2節 給料、3節 職員手当等、4節 共済費まで職員1名の人件費を計上しており、155万4,000円が増額となっており、これにつきましては25年度の当初予算に対して採用時の給料が経歴等の部分で増額となった部分となっております。

続きまして、11節 需用費、印刷製本費等の7万3,000円の増額につきましては、いきい

きカレンダーの増額分となっております。8節 報償費、12節 役務費、13節 委託料、14節 使用料及び賃借料、19節 負担金補助及び交付金につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、34から35ページをお開き願います。2目 包括的支援事業・任意事業費、総額1,662万7,000円につきましては、2節 給料、3節 職員手当等、4節 共済費、7節 賃金まで1,236万7,000円は職員と非常勤職員、ケアマネージャーそれぞれ1名分の賃金となっており、36万1,000円の増額となっております。続きまして、11節 需用費、12節 役務費、13節 委託料、14節 使用料及び賃借料、20節 扶助費につきましては、前年と同額となっております。

続きまして、36ページをお開き願います。4款 公債費、1項 公債費、1目 利子、23節 償還金利子及び割引料につきましても、前年度と同額となっております。

続きまして、37ページをお開き願います。2項 財政安定化基金償還金、1目 財政安定化基金償還金、23節 償還金利子及び割引料につきましても、前年度と同額となっております。

38ページをお開き願います。5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金、23節 償還金利子及び割引料 15万円につきましても、前年度と同額となっております。2目 償還金、23節 償還金利子及び割引料につきましても、前年度と同額となっております。3目 第1号被保険者還付加算金、23節 償還金利子及び割引料につきましても、前年度と同額となっております。

続きまして、39ページをお開き願います。6款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、予備費につきましては、458万5,000円を見込んでおります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

7ページのほうをお開き願います。資料番号2の26ページのほうをお開き願います。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料、1節 現年分保険料につきましては、第1号被保険者2,071人分を見込んでの8,992万円となっております。2節 滞納繰越分保険料につきましては、52万3,000円の徴収を見込んでおります。

続きまして、8ページをお開き願います。資料番号につきましては、26ページの同じページとなっております。2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 認定審査会負担金 1節 認定審査会共同設置負担金 1,752万7,000円につきましては、4町の介護認定審査会の事務局を運営する、人件費、管理費関係の負担金となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。3款 使用料及手数料、1項 手数料、1目 督促手数料、1節 督促手数料につきましては、前年度と同額となっております。

続きまして、10ページをお開き願います。同じく、資料番号第2号の26ページとなっております。4款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金、1節 現年分 1億6万5,000円につきましては、介護給付費の歳出に伴う財源措置としての介護給付費負担金となっております。これにつきましては、施設分15%、その他分については20%の負担金となっております。

続きまして、11ページをお開き願います。2項 国庫補助金、1目 調整交付金。資料番号27ページをお開き願います。1節 現年度分調整交付金 5,683万6,000円につきましては、介護給付費の歳出に伴う財源措置としての介護給付費財政調整交付金となっております。

す。

2目 地域支援事業交付金、1節 現年度分 145万9,000円につきましては、地域支援事業費用額の介護予防事業の歳出に伴う財源措置としての介護予防事業交付金となっております。

続きまして、3目 地域支援事業交付金、1節 現年度分 461万円につきましては、地域支援事業費用額の包括的支援事業・任意事業の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。

続きまして、12ページをお開き願います。資料番号は、同じく27ページとなっております。5款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金、1節 現年度分 1億6,939万7,000円につきましては、介護給付費の歳出に伴う財源措置としての介護給付費交付金となっております。

続きまして、2節 過年度分 1,000円につきましては、介護給付費交付金前年度精算分として1,000円を見込んでおります。

続きまして、2目 地域支援事業交付金、1節 現年度分 169万2,000円につきましては、地域支援事業対象経費の介護予防事業の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。

13ページをお開き願います。同じく資料ページは27ページとなっております。6款 道支出金、1項 道負担金、1目 介護給付費負担金、1節 現年分 8,977万5,000円につきましては、同じく介護給付費の歳出に伴う財源措置としての介護給付費負担金となっております。これにつきましては、施設分が17.5%、その他につきましては、12.5%となっております。2節 過年度分 1,000円となっております。

続きまして、14ページをお開き願います。2項 道補助金、1目 地域支援事業交付金、1節 現年度分 72万9,000円につきましては、地域支援事業費用額の介護予防事業の歳出に伴う財源措置としての介護予防事業交付金となっております。2目 地域支援事業交付金、1節 現年度分 230万5,000円につきましては、地域支援事業費用額の包括的支援事業・任意事業の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。

続きまして、15ページをお開き願います。資料番号2号の、28ページのほうもお開きをお願いいたします。7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 介護給付費繰入金、1節 現年分 7,301万6,000円につきましては、介護給付費の歳出に伴う財源措置としての介護給付費繰入金となっております。12.5%となっております。2節 過年度分 1,000円は前年度と同額となっております。2目 地域支援事業交付金、1節 現年度分 72万9,000円につきましては、地域支援事業費用額の介護予防事業の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。続きまして、3目 地域支援事業交付金、1節 現年度分 230万5,000円につきましては、地域支援事業費用額の包括的支援事業・任意事業の歳出に伴う財源措置としての交付金となっております。これにつきましては、19.75%となっております。

続きまして、16ページをお開き願います。4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金 2,809万4,000円につきましては、介護保険事業の運営費として、一般会計から繰入るものです。689万7,000円の増額になっております主な要因としては、正職員採用による増となっております。

続いて、17ページをお開き願います。7款 繰入金、2項 介護サービス事業勘定繰入金、

1目 介護サービス事業勘定繰入金、1節 介護サービス事業勘定繰入金 325万7,000円につきましては、介護サービス事業勘定からの繰入となっております。

続きまして、18ページをお開き願います。8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金。前年度繰越金 1,300万円と見込んでおります。

続いて、19ページをお開き願います。9款 諸収入、1項 延滞金加算及び過料、1目 第1号被保険者延滞金、1節 第1号被保険者延滞金につきましては、前年度と同額となっております。2目 過料、1節 過料につきましても、前年度と同額となっております。

続きまして、20ページをお開き願います。2項 預金利子、1目 預金利子、1節 預金利子につきましても、前年度と同額となっております。

続きまして、21ページをお開き願います。9款 諸収入、3項 雑入、1目 第三者納付金、1節 第三者納付金につきましても、前年度と同額となっております。2目 返納金、3目 雑入につきましても、前年度と同額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

佐藤委員長 介護保険事業特別会計予算、歳入・歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。竹田委員。

竹田委員 まずは1点、27ページの委託料で居宅介護システムの更新業務が去年にはなかった、今年度新たに新たに出ているのですけれども、これは第5期の介護保険法の改定と別な部分なのか。予算を見ますと単独費なのですけれども当然、介護保険法の改定に伴う部分はいままでは特財というか、財源措置があったように記憶しているのですけれども、今回の部分は単費というのは第5期の部分とリンクしない、関係ないのかどうなのかという部分。財源措置がないのかということです。

それから34ページ、包括的支援事業。ここの事業は、家族介護だとか地域自立生活支援という事業だというふうに思うのですけれども、町長の執行方針の中でも病院のところで、病院を中心にして健康管理センター、老健を含めた地域包括支援システムの構築というか、これについて力を入れていくという部分で強調しています。それで、ここの科目がどうだということではなくて、地域包括支援システムについて病院が中心になるべきだというふうに我々は思っていたのですけれども、やはり健康管理センターが中心となって、それに向けて進むための準備の連携会議を含めた部分が現状、どうなっているのかという部分について認識したいなと思っています。

佐藤委員長 竹田主査。

竹田主査 まず第1点目ですが、これは介護保険計画とは別で、介護サービス計画、プランを作成のためのシステムが、26年度の12月で切れることになるのです。介護保険の改正も含めて、これを入れ替えという部分での計上になります。一括計上になっている部分は、これに一括ではなくて年間でこうやっていくと、リース料というかそういう利率がかかって倍近くになりますので、それであれば一括で購入したほうが割安になるのではないのかということの計上になります。よろしいでしょうか。

(「後段があります。」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 中島課長。

中島保健福祉課長 2番目の質問なのですが、地域包括システムの構築ということですので、昨年何月かちょっと申し訳ありません。何月かちょっと記憶にないのですが、病院

とうちの包括職員、推進障害等担当者職員が集まりまして、今後の連携ですね。病院、各施設との連携をどのようにしていくか。その中で、事務局等をどこに設置する中で住民サービスの向上に向けていくということで会議を開いております。最終的にはたぶん、事務局は健康管理支援センターの包括のほうで事務局を担当する形になる形で今後、民間の企業とか恵心園等も含めながら連携を含めてどういう内容かを再度、進めていきたいということで検討しております。申し訳ないです、口足らずで。

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 地域包括支援システムの構築には、最大のセンターが中心となって努力していただきたい。ただ、前段のソフトの更新を含めて、これは担当課ではなくて副町長に求めたいのですけれども、これは町全体としてソフトの更新をしなければならないとか、それをすることによってまた保守業務が当然、付いてきますよね。全体の数字を積み重ねれば、かなりなLANを含めて金額になっているのかなというふうに思うのですけれども。今後とも、機械の部分は自分はまだ強くないものですからわからない部分もあるのですけれども、今後は行政・町としてこれをどんどんシステム。一回導入すれば当然、一定の期間が来れば機械ですから耐用年数が来て更新しなければならないという部分がどんどん出てくるということからすれば、だんだん膨れてくるのかなど。財政的な心配というか、そういう部分で危惧するわけですけれども今後、それに向けてどのような方向で、財政を含めてどういうふうに行って行くという考えなのか、もしここでその見解があれば答えてもらいたいと思います。

佐藤委員長 副町長。

大野副町長 ただいまのご質問についてお答えしたいというふうに思います。それぞれ、法に基づくシステム開発というのは、これは導入に当たっては国のほうが中心になりながらそれぞれの事業者ですね。国の職員がつくるわけではありませんから、事業者のほうに委託をしながらシステムをつくり、そして市町村へ交付をする。これはシステムですね。ハードについては、そのシステムを動かすためにどういった構成が必要であるかということで、ハード機器の表示がされる。それを、一体的なものとして管理をするかどうかについては、その処理をするそれぞれの対象者ですね。いわゆる個人データを連携をする場合についてはネットワークを組みますと、総合行政システムがそうであるように。介護保険のシステムについても、総合行政とネットワークを組んでおりますので、それは同じ業者である場合については一体的にやりますが、違う業者が入るとそこに中間ファイルといってハブをかませ、中間ファイルですね。そこでちょっと、お金はかかります。ですが、連携はできるようになっております。それを、今度はどう導入費用を安く抑えるかについては、国がつくったものについては国は補助金で払います。更新時期が来て、それぞれの町が自分のところの私用に合わせてバージョンアップを図っていく場合については、これはお金がつかまませんからそれはそれで、業者に対して今度は担当者が下げる交渉、導入費用を抑える交渉をしていきます。また、そういったシステムを連携をしていないシステムであっても一つの業者が、三つ、四つのシステムを入れてもらっている場合があります。それについては、財政のほうでも押さえておまして、「保守料金を安くしてくれ」と。これは、メンテナンスのために木古内町に月1回来るという計画を組んでいるのであれば、そこで四つなら四つのシステムを全部見ていってくれと。そういう費用で押さえるような

見積もりをしていただくように交渉を進めています。これから、どのように自治体のシステムが動いて行くかということなのですから、先ほど言いましたように基本になるデータベースを一本で動かす分については、これについては先ほども言いましたように、ほかの業者が入っているとすれば中間ファイルを入れて連携をする。それはこれからもできます。いままだ、国のほうでは自治体間の連携もしやすくなるように自治体プラットフォームと言って、簡単に言うと駅をつくってそこから枝で伸びると。それは、業者が違ってでもできるようなシステムをこれから国はつくっていくというような方向にはあります。ただし、それをやるにしても、ただ接着するためのシステムだけであればそんなにかからないのでしょけれども、改めて入れるということになると相当な費用がかかりますので、そこはこれからまだ研究をしていかなければならないというふうには思っております。あと、データの管理も大事ですね。震災で流された自治体というのは、そのデータをバックアップするのに大変な時間がかかっているということですので、バックアップのシステムはいまは高台にある公民館のほうに避難をするようにはしておりますが、これはもっときちんとした対応をするということになると、またそこで数百万かかるのです。ちょっといま、躊躇しておりますけれども、バックアップはしっかりやらなければならないとは思っております。

佐藤委員長 東出委員。

東出委員 先ほど竹田委員と重複する部分があるのですけれども、いみじくも後段の部分で地域包括システムの関係は、実は病院の審査をしたときに病院としても大きな転換期を迎えようとしているわけですよ。90日以上入院患者に対しては、できるだけ在宅にするというようなことで、それなりに病院も支援員を増やしたりいろいろな方法を考えていますけれども、ここは今回の執行方針の中にも大きく出ているし、当町の高齢化率から行くところを重点的にやっていかなければならないのだろうと。そういうような意味では、病院、老健、あなた達の課との連携をいうのは本当に重要になってくると思うのです。それで、この辺についてはその関係するところと早いうちにどうするのかという部分。体制づくりを早くしていかなければならないだろうと私は思うのです。そのためには、いろいろな課題等があるかと思う。ということは、人員の充足だとかそれから諸課題があると思うのです。その辺は、やはり早く連携を取って早く会議を持ってやって行かなければ遅れてしまうので、またはそれらのことについて業務量が増えたりもするだろうし、ここは早い時期に何とか手をかけてその辺のことの経過について、我々のほうに説明というか、「ここまでいまは来ています。」という部分ではきちんと報告はしていただきたいし、やはり一人ひとりの健康維持管理の部分では大事だと思うので、この辺は十分気をつけて、そして早期に進めていただきたいということを、私のほうは答弁はいたしません。とにかく、早い時期にやっていただくことを節に願っていますので、十分その辺を配意していただきたいと思っております。

佐藤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 ないようですので、次に入る前に暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

中島課長。

中島保健福祉課長 続きまして、介護サービス事業特別会計の歳出のほうからご説明を申し上げます。11ページのほうをお開き願いたいと思います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 459万5,000円につきましては、前年度と同額となっております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

歳入につきましても、前年度と同額となっております。

続きまして、8ページにつきましても、前年度と同額となっております。

続きまして、9ページ、10ページにつきましても、前年度と同額となっております。

以上、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

佐藤委員長 これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 ないようですので、保健福祉課の関係はこれで終わります。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時35分

(2) まちづくり新幹線課

議案第18号 江差線代替輸送確保基金条例制定について

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり新幹線課の皆さん、ご苦労様です。これより、歳入・歳出の説明を求めます。最初に、条例のほうからお願いします。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まちづくり新幹線課でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、江差線代替輸送確保基金条例制定についてご説明申し上げます。

議案番号は、第18号でございます。

第1条、設置でございますが、北海道旅客鉄道江差線の木古内駅と江差間の廃止に伴う代替輸送事業の財政需要に充てるため、本基金を設置するものでございます。

第2条、積み立てでございますが、基金は北海道旅客鉄道株式会社が支払う負担金を積み立てるものでございます。

第3条、管理でございますが、基金は金融機関への預貯金、有価証券の買い入れ、その他最も確実且つ有利な方法により保管しなければならない。

第4条、処分でございますが、基金は第1条の目的達成のため、次の各号のいずれかに充てる場合に限り、その全部または一部を一般会計歳入・歳出予算に計上して処分するもの

とする。

- (1) 代替輸送の事業者への運営費補助。
- (2) 代替輸送に使用するバスの購入費。
- (3) 代替輸送に係る待合所及び停留所設置費。

第5条、運用益の処理でございますが、基金から生ずる収益は一般会計歳入・歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

第6条、委任でございますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理・運用に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

佐藤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

竹田委員。

竹田委員 基金条例は条例でいいのですけれども、これは3町同時に制定しているのか、我が町だけ基金条例なのか。前回の委員会でしたか、その時にいままでは上ノ国町がこの協議会の会長だったものが、JRから来る運用のお金を木古内町で保管することによって、金融機関どうこうという部分の説明があったのです。それらの関連の予算的な数字の計上になっているのですけれども、金の流れはそうなんだけれども、この条例自体は3町同時にあれをして、ほかの町村は木古内町にこの基金の全権を委任するというふうになっているのかどうかという部分。その辺をちょっと説明願います。

佐藤委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 本基金の取り扱いについてでございますが、2月1日をもって上ノ国町から木古内町が協議会会長の職を引き受けてございます。その中で3町、江差町、上ノ国町、木古内町。江差、上ノ国町さんは、「会長である木古内町が一括してこの基金を、支援金を管理してくれ」ということで協定を締結の上、木古内町が単独で管理・運用すると。また、函館バスさんに対する補助につきましては、従いまして木古内町が行う。このようになってございます。

従いまして、条例制定につきましては木古内町のみの条例制定でございまして、上ノ国町、江差町は条例は制定してございません。

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 いまの説明で理解はしました。そういう流れ、いきさつがあるのであれば、上ノ国町、江差町が木古内町に全権を委任すると。協定書を交わしたと言いましたけれども、そういうものは例えば写しとして添付してくれるだとか。そうすることによって、そうしたら上ノ国、江差から木古内町が全部委任というか、一括受けたんだということがわかるわけだし。そして、こういう基金をわが町がつくるんだというふうにならないと、何か木古内だけがあれしてという。2月1日にそういうあれを受けたのであれば受けたようなものが、冒頭に説明があってあれするのであればいいけど。あとは結構ですけれども、そういうことで今後、そういう部分があれば前段の経過を含めたものを添付してほしいと。

佐藤委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 ないようですので、次に進んでください。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 それでは、平成26年度一般会計当初予算についてご説明させていただきます。

はじめに、歳出の説明をさせていただきます。

まちづくり新幹線課につきましては、まちづくり、新幹線、広域観光、都市計画に関する予算を所管してございます。

予算書の順番に、予算内容についてご説明いたします。

87ページをお開きください。2款 総務費、1項 総務管理費、5目 企画振興費についてご説明申し上げます。8節 報償費で、56万7,000円を計上しております。札幌木古内会参加報償費、町政広報配布報償費でございます。9節 旅費で、普通旅費として、41万2,000円を計上しております。11節 需用費では、122万4,000円を計上しております。印刷製本費は、町政広報に関する費用でございます。

次に、88ページをお開きください。13節 委託料で、400万円を計上しております。JR江差線廃止に伴う鉄道施設物撤去調査設計委託料でございます。本委託業務により撤去費用を算定しまして、平成27年度以降に計画的に鉄道施設物の撤去を行うものでございます。18節 備品購入費で、広報用カメラ購入費として13万9,000円を計上しております。19節 負担金補助及び交付金で、8,852万6,000円を計上しております。今回、新規に計上したものといたしまして、最下段にあります江差線バス運行補助金で8,800万円を計上しております。内訳につきましては、バス購入等の初期投資に係るものが8,000万円、運行補助に係るものが800万円でございます。24節 投資及び出資金で、道南地域第三セクター鉄道会社出資金として、1,056万円を計上しております。今年度の出資金総額2億4,000万円のうち木古内町負担分4.4%を計上しております。25節 積立金で、3億29万3,000円を計上しております。江差線代替輸送確保基金積立金で3億29万2,000円を計上しておりますが、JR北海道からの支援金が3億円、基金運用益が29万2,000円でございます。

企画振興費の総額は、4億572万1,000円の計上でございます。

次に、6目 新幹線推進費についてご説明申し上げます。9節 旅費で、普通旅費として、110万9,000円を計上しております。北海道新幹線開業へ向けた関係機関協議に係るものが60万4,000円、新幹線木古内駅開業PRに係るものが50万5,000円でございます。11節 需用費で、開業啓発用グッズ等といたしまして、150万5,000円を計上しております。これは、のぼり、各種ノベルティ等を作成するものでございます。13節 委託料で、新幹線開業啓発事業委託料として、100万円を計上しております。こちらにつきましては、カウントダウンボードを制作するものでございます。19節 負担金補助及び交付金で、1億873万8,000円を計上しております。北海道新幹線木古内町負担金が1億770万円、次のページの北海道新幹線木古内駅開業記念事業実行委員会補助金が100万円でございます。事業の内容につきましては、開業記念事業に向けたイベントの企画、先進地視察、開業前イベントの実施等でございます。新幹線推進費は、合計で1億1,235万2,000円の計上でございます。

次に、7目 広域観光推進費についてご説明いたします。4節 共済費 117万9,000円、7節 賃金 741万7,000円は、地域おこし協力隊の person 費に係るものでございます。8節 報償費で、57万9,000円を計上しております。講師謝金の50万円につきましては、観光

交流センターの食のアドバイザー招聘に係る費用でございます。9節 旅費で、156万8,000円を計上しております。職員及び地域おこし協力隊の普通旅費でございます。11節 需用費で、155万円を計上しております。消耗品費の120万円は、地域おこし協力隊の活動に要する費用でございます。印刷製本費の35万千円は、新幹線開業に係るリーフレットを作成するものでございます。13節 委託料で、140万円を計上しております。広域観光コーディネート業務委託料で、観光コンシェルジュ育成のための研修等の費用でございます。14節 使用料及び賃借料で、66万4,000円を計上しております。これは、地域おこし協力隊の取材のためのフェリー使用料、自家用車等の借上げ料でございます。19節 負担金補助及び交付金で、1,250万円を計上しております。広域観光推進支援事業補助金でございます。北海道新幹線木古内駅活用推進協議会に対する補助金でございます。

広域観光推進費は、合計2,685万7,000円の計上でございます。

次に、99ページをお開きください。5項 統計調査費、1目 統計調査費についてご説明いたします。1節 報酬で、68万7,000円を計上しております。各種統計調査調査員・指導員の報酬でございます。11節 需用費で、消耗品費として17万8,000円を計上しております。12節 役務費では、郵便料、電話料として2万8,000円を計上しております。19節 負担金補助及び交付金では、北海道農林統計協会負担金として1万3,000円を計上しております。統計調査費は、合計90万6,000円の計上でございます。

次に、143ページをお開きください。8款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路新設改良費についてご説明申し上げます。11節 需用費で、消耗品費として83万7,000円を計上しております。これは、町道南北線改修工事に係る事務費でございます。13節 委託料で、1億6,406万円を計上しております。町道南北線改修事業JR工事施工委託料で1億6,118万7,000円でございますが、今年度は南側昇降棟の躯体、外装、北側階段の躯体、外装、北側仮階段撤去等を予定しております。設計管理委託料は287万3,000円でございます。

144ページをお開きください。15節 工事請負費で、1億3,115万3,000円を計上しております。木古内3線改良舗装工事2,550万円でございますが、駅前通から東側駐車場までの新設道路の工事費でございます。町道南北線改修工事 1億565万3,000円でございますが、今年度は南側仮階段新設・撤去、南北エスカレーター製作・据付等を予定しております。

146ページをお開きください。4項 都市計画費、1目 都市計画総務費についてご説明申し上げます。1節 報酬で、1万円を計上しております。都市計画審議会委員報酬でございますが、委員数は5名、2回の開催を見込んでおります。9節 旅費で、6万5,000円を計上しております。都市計画審議会委員費用弁償として3,000円、都市計画関係の普通旅費として6万2,000円の計上でございます。11節 需用費は、2万円を計上しておりますが、都市計画法に関する法規追録費でございます。28節 繰出金は、7,653万8,000円を計上しておりますが、下水道事業特別会計繰出金でございます。都市計画総務費につきましては、合計7,663万3,000円の計上となっております。

次に、2目 街路新設改良費についてご説明申し上げます。9節 旅費で、普通旅費として、40万円を計上しております。11節 需用費で、30万円を計上しております。消耗品費20万円は環状線通用地購入に係る収入印紙、印刷製本費は都市計画図の印刷に要するものでございます。13節 委託料で、都市計画道路環状線通支障物件調査等業務委託料として、200万円を計上しております。これは、平成25年度に実施いたしました同調査の

再算定に要する費用でございます。17節 公有財産購入費で、1億2,000万円を計上してございます。都市計画道路環状線通整備事業用地購入費でございます。22節 補償・補填及び賠償金で、2億4,300万千円を計上してございます。都市計画道路環状線通整備事業支障物件移転補償費でございます。街路新設改良費は、合計で3億6,570万円の計上でございます。

続きまして、3目、都市計画整備費についてご説明申し上げます。9節 旅費で、普通旅費として、47万1,000円を計上してございます。11節 需用費では、消耗品費として、111万円を計上してございます。これは、駅前通電線類地中化事業の引込管材材料費10か所分を計上してございます。12節 役務費で、観光交流センター建築確認手数料として10万円を計上してございます。

次のページでございます。13節 委託料で、1,130万円を計上してございます。新幹線高架下整備実施設計等業務委託料が500万円、観光交流センター建設工事工事監理委託料が630万円でございます。15節 工事請負費で、5億8,200万円を計上してございます。JR木古内駅東側駐車場整備事業駐車場整備工事が1億3,700万円、駅周辺観光案内サイン看板等整備事業基礎工事等が1,000万円、道路照明・シェルター整備事業基礎工事等が3,700万円、観光交流センター（仮称）整備事業建設工事等が3億9,800万円でございます。17節 公有財産購入費で、ポケットパーク整備事業用地購入費として、500万円を計上してございます。19節 負担金補助及び交付金で、光ケーブル管路工事負担金として、26万円を計上してございます。駅前通電線類地中化事業に係る負担金を北海道に納入する費用でございます。都市計画整備費は、合計6億24万1,000の計上でございます。

以上で歳出についての説明を終わります。

佐藤委員長 説明が終わりましたが、昼食のため1時まで暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続きます。歳入の説明願います。福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 それでは、歳入の説明をさせていただきます。

42ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料でございます。1節の総務手数料の下から2行目、都市計画図等交付手数料、120件。予算額4万円のうち、20件、1万円が当課所管の予算額でございます。

47ページをお開きください。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金についてご説明いたします。1節 都市計画費交付金で、4億8,072万円を計上してございます。これは、道路新設改良費の木古内3線改良舗装工事、街路新設改良費、都市計画整備費の財源となる社会資本整備総合交付金でございまして、補助率は駐車場整備事業交付金と街路事業交付金につきましては65%、都市計画整備事業交付金につきましては40%でございます。

次に、51ページをお開きください。14款 道支出金、2項 道補助金、1目 総務費補助金、1節 電源立地地域対策交付金で325万9,000円を計上しております。これは、全額が

保健師の人件費の財源とするものでございます。

次に、54ページをお開きください。3項 道委託金、1目 総務費委託金でございます。1節 総務費委託金のうち、土地利用規制等対策事業委託金 5万2,000円が当課所管の予算額でございます。3節 統計調査費委託金で、87万5,000を計上しておりますが、各種統計調査の委託金でございます。

次に、56ページをお開きください。5目 土木費委託金、2節の都市計画費委託金で、都市計画事務委託金として、1万円を計上してございます。

次に、58ページでございます。15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金、1節 利子及び配当金で、江差線代替輸送確保基金利子収入として、29万2,000円を計上してございます。

62ページをお開きください。17款 繰入金、1項 基金繰入金、3目 江差線代替輸送確保基金繰入金、1節 江差線代替輸送確保基金繰入金で、8,800万円を計上してございます。これは、先ほど歳出の際にご説明いたしました江差線バス運行補助金の財源でございます。

次に、69ページをお開きください。19款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 総務費受託事業収入、1節 鉄道施設物撤去調査設計受託収入で、400万円を計上してございます。これは、J R江差線廃止に伴う鉄道施設物撤去調査設計委託料の財源でございます。J R北海道から収入するものでございます。3目 土木費受託事業収入、1節 道路事業受託事業収入で、2億1,958万8,000円を計上してございます。これは、町道南北線改修事業の鉄道・運輸機構負担分でございます。

次に、71ページをお開きください。5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入のうち、当課所管の予算についてご説明申し上げます。4行目の広報送付手数料は3万2,000円、広報有料広告掲載料は24万円。下から4行目でございますが、雇用保険繰替金は地域おこし協力隊の雇用保険本人負担分、最下段ですが江差線バス運行支援金3億円はJ R北海道から収入するものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わらせていただきます。

佐藤委員長 歳入・歳出の説明が終わりました。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 午前中のご説明いたしました歳出に関連をして、2点ほど補足をさせていただきますというふうに思います。1点目は、観光交流センターの開業時期についてでございます。先にご説明をいたしました建設運営実施方針におきましては、センターの開業予定を平成27年4月ということでご報告したところでございます。これは、新幹線木古内駅の開業年のできるだけ早期にセンターをオープンさせ、運営の完熟を図るということと、当町の観光の半分でございます5月の需要を取り込むという2つの趣旨があったわけでございます。しかしながら今回、駅前通におきまして電線の地中化工事が行われることが決定したということ。そして、駅前広場及び東側駐車場におきまして地盤の改良工事をしなければいけないということが発生いたしまして、駅周辺整備の工程が変更となり、当初私どもで予定しておりました平成27年4月には周辺のインフラ整備が整わないという状況になったわけでございます。これに伴い、センターの開業時期を遅らせることといたしまして、ただいま申し上げた周辺インフラの整備がすべて終了する、平成28年1月に変更することといたしました。新幹線の開業日はまだ未定でございますが、現下の情勢では

年度末になるという模様でもございますので、新幹線の開業にはなんとか間に合うのではないかというふうに思っているところでございます。

それからもう1点でございますが、センターの職員についてでございます。センターの運営に係る実務責任者、いわゆるセンター長候補につきましては、昨年7月に総務省の地域おこし協力隊制度を使い、公募により1名の職員を募集してセンターの事業計画などを行っていただいたところでございます。しかしながら、急遽というような話ではございませんけれども、先週の金曜日にちょっと本人のほうから今年度いっぱい職を辞したいという申し出がなされたところでございます。辞職の理由としましては、自分の持っている能力が現在センターで求められております機能、とりわけ物販部門といったところとうまく合致しないのではないのかという懸念ですとか、あるいはほかの地域から少し良い条件でお誘いを受けたといったようなところである模様でございます。町としましては、この時期に大変残念ではございますが至急、これに代わる人材。2~3の心当たりもでございます。接触をいたしまして、開設に向けた事業の進捗に支障がないように努めてまいりたいというふうに考えているとこととでございます。

以上でございます。

佐藤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

平野委員。

平野委員 歳出の部分で何点か確認したいと思います。88ページの委託料 J R 江差線廃止に伴う鉄道施設物撤去調査設計委託料が400万円となっております。これについては、J R 側からの全額の支給ということなんですけれども、前回の定例会でもお話ししましたが、民間で江差線の廃止をどうするという話をしておりまして、当然、官民一体となる中で行政と民間の意見を取り入れた中でどこは残す、どこは撤去するという話はまだ先行きが見えていない状況、まともっていない状況だと思うのですけれども、そのような意見がこの調査設計の中には反映されるのか。それとも、まずはこれを出してから、それを基に我々町民の意見がそこに組み込んでいくのか。その中身の詳細についていま時点で分かれば、その部分を教えていただきだと思います。

それと、89ページの需用費で開業啓発用グッズということで150万円が載っておりますけれども、説明の中で「のぼりのほか」ということでした。前回ものぼりやポスターを作っていると思うのですけれども、数がどの程度だったのか知りませんが、駅前を中心にのぼりだったり、新線開業効果をPRをする啓発をしていたと思うのですけれども、やはり全町民が意識し、高揚を高めるためにも、駅前に限らず全町広い範囲でやはりのぼりが泉沢、釜谷地区にあると新幹線が来るんだなという実感をあげれると思うのです。なので、この知れている予算の中ではありますけれども、幅広く町内に啓発して欲しいなという願いで、考えがあればご回答いただきたいと思います。

それから90ページ。新幹線木古内駅開業記念事業実行委員会補助金ということなんですけれども、これは実行委員会を立ち上げてそこに対する補助金だと思うのですけれども、実行委員会の組織編成だったり実態ですね。いま現在の予算にも載るわけですから、考えがあると思うのですけれども、資料にも載っていないと思いますので、中身についてどのようなお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

それから148ページ。こちら委託料で新幹線の高架下の整備についての設計業務委託

料ということで大きな金額が予算計上されているのですけれども、過去にも高架下の活用法について、民のかたもいろいろな考えがあるでしょうし、行政の考えもあるでしょう。当然、JRの考えもあるでしょうという中で、その高架下の活用法について具体的な官民が一体となって話の場というのはまだないように思うのですけれども、この設計も先ほどの江差線の廃止と同様の観点なのですけれども、行政がこのような委託をしたあとに、それを踏まえて町民や行政の考えを上乘せして行くものなのか。それとも、いま現在の考えを既に伝えた上で委託をするのかという中身についてお聞かせ願いたいと思います。

この予算書の中には載っていないのですけれども、今後JR江差線が廃止になりますよという時期も決まっている中で廃止に対する、要は廃止記念イベント・セレモニー的なことを町としても考えているというお話はあったのですけれども、予算に反映されていないと思いますので、その部分の説明と見解お聞かせ願いたいと思います。

とりあえず以上です。

(「関連」の声あり)

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 88ページの鉄道施設の撤去、調査委託なんですけど、これはJRから委託されてどこにコンサルみたいなのかなと思うのですけれども、どこに発注するのかということがもしわかれば教えてください。

佐藤委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 はじめに、企画振興費の委託料で鉄道施設物撤去調査設計委託料にかかるご質問がございました。これにつきましては、江差線廃止にあたりましてJR北海道から譲渡を受ける土地、ここにかかる鉄道施設は基本的に地元自治体が撤去できるものはJRが町に委託をして、町は受託して撤去するという取り決めになってございます。そのための撤去すべきものの確認と費用の積算を行う業務でございます。対象物といたしましてはレール、枕木、またケーブル、電柱といったものが考えられると思います。これにつきましては、木古内町に属する営業線部分の撤去費用を全て積算するという内容でございまして、いま議論されております例えば鶴岡地区の線路の活用ですとか、というものは撤去の範囲から除くということも可能ですし、それは今後の実際に撤去するものをどこまでの範囲にするかという判断は、今後判断することは可能でございます。

それから、次に高架下の148ページでございます。高架下の新幹線高架下整備実施設計等業務委託の500万円でございます。この中身につきましては、新幹線駅を出てから高架下を自由通路までの間、この間はただの自由通路の下。吹きさらしの中を歩行者のかたが歩くこととなりますので、そこを下の通路の本当に下の部分は鉄道運輸機構のほうで4mの幅で舗装していただけることになっております。しかしながら、それまででありまして、雨風をしのぐという囲いを町のほうで設置する。合わせて今度、自由通路からエレベーターまでの間、これは1.8mでエレベーターまでの間は鉄道運輸機構が下を舗装していただきます。そこにつきましても、外気と遮断するために通行しやすいように囲いを設置するというための設計委託という内容でございます。

それから、江差線の廃止イベントでございますが、これにつきましては予算の中では計上されてございません。この廃止イベントにつきましては現在、町と観光協会とでいろいろな町内会等も巻き込んだ形で廃止に向けた企画委員会というようなことで組織を立ち上げ

てございます。このイベントは、廃線当日前から様々なイベント行うということで現在協議されておりまして、その財源につきましては地域再生プロジェクト事業ということでの北海道の補助金がございます。これを、江差線廃止協議会から観光協会が受けて事業を実施すると、それで当日までの廃線イベントまでつなげるという内容になってございます。

詳細につきましては、現在、週に1回ペースで検討委員会を開催しまして協議をしているところでございます。

次に、先ほどはじめにご説明申し上げましたJR江差線の撤去費用の委託先ということでのご質問がございました。これにつきましては、町で自前でということにはなかなかないと思いますので、委託先につきましてはコンサル、こういう業務を行っているコンサルはございますので、そちらのほうで発注するということになるかと考えてございます。

佐藤委員長 中尾室長。

中尾新幹線振興室長 開業啓発用グッズ、とりわけのぼりについてのご質問でございます。新幹線木古内駅をPRするのぼり、これは平成24年度に作成をいたしまして、駅前商店街を中心とし、ご希望される町内その他の地域のかたにもお配りをしているという現状でございます。

しかしながら、常時外に置かれているということで風雪にさらされているということで、破損が激しいということでございまして、平成25年度予算でも50本、今回26年度予算でも50本程度の作り替えをして基本的には破れたり汚くなったものの取り替えというところで配布をしていきたいというふうに思っているところでございます。しかしながら、本数の許す限り町内のかたからさらに掲示をしたいというご希望があれば可能な限り応じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、新幹線木古内駅開業実行委員会の関係でございます。これにつきましては、詳細はこれから詰めるわけでございますが、新線開業に向けた各種記念事業を官民一体となって進めるための組織づくりということでございまして、メンバーとしましては町内主要関係団体、具体的には商工関係団体あるいは1次産業団体、小口団体といったところに声かけをしまして広く参加を求めていきたいというふうに考えてございます。具体的に申しますと、平成26年度におきましては、事業として大きいのは、本年12月ごろの予定しております新幹線の試運転列車の関係セレモニーということでございます。これは、テレビなどを拝見しますと北陸新幹線では真夜中に何千人もの町民が集まって大々的にやられたイベントというふうにも伺っております。こういったものを木古内でもやっていくことを検討し、実際に実行し、さらに平成27年度本番に向けてどんなことをやっていくのかといったものも町民の皆様の意見をお聞きしながら、併せて考えていくといった趣旨の事業でございます。以上でございます。

佐藤委員長 平野委員。

平野委員 中身については、説明で理解はしました。ただ、ちょっと言葉の揚げ足取りのようで非常に申し訳ないのですけれども、例えば江差線に関わる施設物の撤去の委託をしますよと。いままで町民との話し合いの中で実際、そのようなイベントも2回ほど開催されて、職員の皆さんも出られているかたもいると思いますので、町民がどういうふうな意見を持っている。あるいは夢物語の話もあるという中で今後、当然行政と話を詰めた中で

その意見を反映させていくというような行政サイドの言葉をいただいたように認識しております。そんな中で、いまの答弁の言い方ですと、言ってくればその後の変更も可能ですよという程度の言い方ではなくて、これを受けて「では我々もこの資産を基にこういう意見を行政としてはこう思います、町民のかたはどうですか」と。積極的に行政側から寄り添って行って、町民の意見が可能であれば反映させるというような進みにしてほしいのです。いまの言い方ですと、「言ってくれば可能ですよ」というのであれば、約束した町民の意見を聞いて一緒にやりましょうという気持ちがちょっと不足がしているのかなと思ってしまったので、再質問ではなくでいいのですけれども、そのようなことで「可能ですよ」ではなく、行政側からもどんどん詰め寄って話を聞いてほしいなと思いますのでよろしくをお願いします。

佐藤委員長 ほかに、竹田委員。

竹田委員 148ページをお願いします。工事請負費で、工事費の面積だとか縷々計上になっていきますけれども当然、この工事については実施設計に基づいて今回は工事を発注するというふうになると思うのですけれども、その中に駐車場内あるいは観光交流センター周囲に防犯カメラ等が何台くらい例えば実施設計の中で入っているのかどうなのかという部分をまずその確認をしたいと思います。

それから147ページ、公有財産補償補填賠償金で環状線の整備に係る用地購入、支障物の移転補償費が計上になっていきますけれども、これはエリア全部ということなのか、この範囲について確認したいと思います。

佐藤委員長 中尾室長。

中尾新幹線振興室長 観光交流センター及び駐車場周囲におけます防犯ビデオをどのくらい設置するのかというお尋ねでございます。観光交流センターでございますが、まだ実施設計が最終的にはできてはございませんが、建物の中には現在のところ5台を用意しております。入り口周辺あるいは物販のところに5台程度の設置を予定しているところでございます。また、駐車場につきましては現在、検討を進めているところでございますので、ちょっとまだ現時点では未定という形でございます。

佐藤委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 街路新設改良費の公有財産購入費と補償補填及び賠償金についての範囲ということでのご質問がございました。これにつきましては平成26年度、橋梁から終点までのすべての区間。今回、整備する事業区間すべての土地購入費、それから建物補償費でございます。

(「何軒あるのだ」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 説明資料番号2の30ページでございます。用地につきましては、面積が5,100㎡、支障物件につきましては11軒ということになってございます。

佐藤委員長 新井田委員。

新井田委員 一つちょっとお尋ねしたいと思います。いまとちょっと関連するかも知れませんが、おそらく都市計画の範囲になるのではないにかと思うのですけれども、現状、いわゆる固有名詞で言うならばひふみ写真館がございませぬ。あの建物と隣もそうなのかも知れませぬけれども、現状を見ると一向にどうにもならない状況になっているの

かどうなのか。その辺を、どういう状況になっているのか、お示しできる範囲でちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、中央通ですね。

佐藤委員長 若山課長。

若山建設水道課長 中央通の件でご質問がありました。いまおっしゃられるひふみ写真館さんとその隣が、いま現在も建物が残っておるのですけれども数年、用地交渉をされてなかなか妥協点が見い出せなかったということなのですけれども、そもそも中央通の事業に対しての協力については前向きなのですけれども、土地の境界線が隣地の間で折り合い点が見い出せなくていままで長くかかっておりました。それで、私どももその中に入りながら北海道さんと協力しながら交渉に入っていたのですけれども、ある一定の納得をされたものですから、1月にもとの図面、土地ですね。土地の訂正を終えております。それで、北海道のほうで年度末もあって、お金の手立てがまだつかない状況の中で、1軒については今年度中、もう1軒については26年度に契約する予定となっております、ことしの26年の秋から冬にかけては更地になるであろうということで、同時期に本工事を行えるかどうかは北海道に確認をしなければなりませんけれども、いま現在の用地の進みはそういうことになっております。

佐藤委員長 ほかに、竹田委員。

竹田委員 予算計上にはなっていないのですけれども、昨年の年度途中からあがった開業までの賑わいをというようなことで、アンテナショップを開設したのですけれども、今年度はそれは去年だけで終わってしまって、私たちは開業までずっと続けてやるのかなというふうに思っていたのですけれどもその辺がどうなのか。特に、予算とすればどこに関わっているのか。産経課では、まち課だということなものですから。

それともう1点なのですけれども、行政がどう関わるのか。いままで、新幹線がらみのいろんな涉外だとかの窓口は役場がなっていたように思うのですけれども、何かこのたび運輸・機構さんのほうで、直接町内会のほうに新幹線の線路の壁等での、農作物の日陰影響調査、建物の日陰影響調査、テレビ等の電波受信障害対策、騒音振動、微気波という電波のそういう障害の対策等で、機構さんが直接地域に出向くようなチラシというか、何か回っていた用です。たまたま、その地域に行ったらこういうものが入っていたよということで、これは機構だけでいいんだろうか。行政がどうこのことに関わるのか。やるのは機構さんであっても、やはり行政側からもこういう例えばいろいろな障害だとか、特に心配なのは電波障害。それと、これから開通後に出てくる騒音だとかというのは、やはりその窓口はまちづくりなのかどこなのかという部分は、きちんと町民にも周知すべきではないかと自分はそう思うのですけれどもその辺、行政側の対応といいますか考えをお願いしたいと思います。

佐藤委員長 中尾室長。

中尾新幹線振興室長 駅前アンテナショップについてでございますが、こちらにつきまして昨年、秋に商工会の皆様が主体となりまして江差線で賑わいを駅前周辺の活性化、あるいは日曜日におけます商店街が閉まっていることに対する対策といったような意味も含めて試験的に運営されたものということで、一定の賑わい効果等を生んでいるものというふうに認識してございます。これを来年度、江差線廃線までさらにお客さんが来るのが予想されるといったような状況もございますので、もう一度やってみようではなかという声はお

伺いをしているところをごさいますて、産業経済課を所管課としつつ私ども新幹線室もちょっとお手伝いをしながら、商工会の皆様と協議を進めているというところをごさいます。現在のところ、4月からまずは江差線廃止を目途にまずは5月まで運用してみようということで、道の補助金なども活用しつつアンテナショップを運営しようという動きがいま検討しているところといった状況をごさいます。

佐藤委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 鉄道・運輸機構の補償調査についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、私ども行政には鉄道・運輸機構から「事前にこういった調査をしたい」ということでのお尋ねがございました。それにつきましては、内容の説明、建物、農作物の日陰調査ですとか、また電波、テレビの受信関係、騒音振動等の調査を行うと。その申し出られたかたには、事実関係を調査した上で対応させていただくという内容のものでございまして、鉄道・運輸機構さんのほうもどのような対応を取ったら良いのかということがはかりかねていたというところもございまして、私どもも相談を受けた中で、結論といたしましては、どこか公民館等の大きな会場で一斉の説明会をしたほうがいいのか、それとも戸別に町内会単位で歩いたほうがいいのかというような協議をいたしまして、新幹線のルートは関係する範囲に限られるということで、その影響が及ぶであろう町内会の会長さんのところに鉄道・運輸機構さんがこの調査の趣旨を説明して回ったという内容でございまして。私どもも、この内容については鉄道・運輸機構から説明を受けて承知をしておりますので、何か町の皆さんからご相談があればわかる範囲で回答もいたしますし、また鉄道・運輸機構のほうにお話をおつなぎもできるという体制で臨んでいるという状況でございまして。

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 前段の部分は了解しました。いまの運輸機構さんのやろうとしている調査、これはいいことというか当然、そういうものを調べて障害があれば当然、補償するという仕組みだと思うのですが、ただやはりせっかく木古内に新幹線が走る。それだけで喜んでいるばかりではなく、そのことによって影響を受ける町民もいるということを前提に考えた場合、町の担当として機構といっしょに、びっしりでなくても各地域を回るだとか、そういう配慮が必要ではないかと。これは当然、機構の責任でやるのだから「機構さん、勝手にやりなさい」と。障害があれば当然、「機構さんがお金を出しなさい」というあなた任せではなくて、これまで機構にいろいろ要望してきたことも町だってあるわけですし、「この部分については一緒にやりましょう」というようなことで、役場も一緒に来たとなれば町民の人も安心するのですよね。機構のだれだれと名刺をもらって、どうだこうだというよりも、その辺の優しさというのですか、それを一つ十分検討して今後の事業を進める中で行ってほしいという要望です。

佐藤委員長 ほかに、福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 すみません。一つお願いがあります。町道南北線の改修事業につきまして、一つご説明申し上げたいことがございまして、資料配付をさせていただいてもよろしいでしょうか。

佐藤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時39分

再開 午後1時40分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

町道南北線の資料が回りましたので、説明を求めます。福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 ただいまお配りいたしました資料につきましては、町道南北線改修事業の財源であります鉄道・運輸機構の負担について記載した資料でございます。

この資料につきましては、昨年9月の第3回定例町議会におきましてご説明しました資料の費用負担区分の負担割合協議中としておりました項目に、木古内町、鉄道・運輸機構、それぞれの負担額を明記したものでございます。各工種別の事業費につきましては、数量、単価等の全体的な見直しを行っておりますが、総事業費に変わりはありません。

資料の右側、費用負担区分をご覧ください。木古内町の合計額は、2億559万2,000円になってございます。鉄道・運輸機構の合計額は、3億4,561万85円でございます。鉄道・運輸機構の負担につきましては当初、4億円と見込んでおりましたが、これまでの協議の中で適正な負担理由を整理してまいった結果、このような数字になってございます。

説明は、以上でございます。

佐藤委員長 資料に対する質問を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 それでは、これでまちづくり新幹線課は全部終了いたしました。

どうもご苦勞様でした。暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時50分

(3) 教育委員会（生涯学習課）

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

教育委員会の皆様、ご苦勞様でした。それでは早速、説明に入っていただきたいと思っております。佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 それでは、生涯学習課の予算についてご説明いたします。

まず、学校教育関係、歳出からご説明いたします。

154ページをお開きください。10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費です。1節 報酬 75万6,000円、前年と同額です。9節 旅費、6万2,000円、前年から3万円の減額です。10節 交際費 5万円、前年と同額です。次に、2目の事務局費です。1節 報酬 30万8,000円、前年から17万1,000円増額です。これは、特別支援教育連携会議委員報酬3万円増、それからスクールカウンセラー報酬 27万1,000円増等によるものです。4節 共済費 211万7,000円、前年度から12万5,000円の増額です。これは、主に社会保険料の増加によるものです。

次のページに移りまして、7節 賃金 1,645万4,000円、これは前年から31万8,000円の増額です。これは、主に中学校公務補育休代替え職員の賃金によるものです。8節 報償

費 8万3,000円、前年から1万3,000円の減額です。9節 旅費 53万9,000円、前年から526,000円の減額ですが、これは外国語指導助手（ALT）のことは赴任旅費が計上されないということからの減額でございます。11節 需用費 40万7,000円、前年から37万円の減額となっております。これは印刷製本費の減額でございます。

次のページ、12節 役務費 16万7,000円、前年から6,000円の増額です。13節 委託料 136万6,000円、前年から2万3,000円の増額です。これは、健康診断料等の増額によるものです。14節 使用料及び賃借料 26万4,000円、前年から1万8,000円増額です。19節 負担金補助及び交付金 88万5,000円、前年から27万円の減額です。これは、先ほども言いましたがALTの関係で、招致負担金というのが減額になったためでございます。

次のページです。25節 積立金 1,000円、これは前年と同じです。3目 財産管理費、11節 需用費 39万円、これは前年から22万6,000円の減額となっております。これは、旧鶴岡小学校の管理に係る経費が、あとで出てきますが資料館運営管理費に組み替えられたことによる減額と、教職員住宅の灯油タンク取り替えによる25万円増額によるものです。13節 委託料 369万9,000円、前年から100万7,000円の減額です。これは、バス運行委託料が22万8,000円減額、さらに旧鶴岡小学校の管理に係る経費が組み替えられたことによる減額です。15節 工事請負費 207万円、前年から117万円の増額です。これは、旧中学校協の教員住宅5戸の屋根の塗装工事を計上したものです。16節 原材料費 6万円、前年から4万円の減額です。これは、小破修理です。

159ページに移ります。2項 小学校費、1目 学校管理費、11節 需用費 1,018万7,000円、前年から179万9,000円の増額です。これは、主に燃料費66万8,000円の増額と校舎修繕費98万5,000円増額によるものです。

次のページ。12節 役務費 80万1,000円、前年から8万1,000円の増額です。これは、小学校協の遊具点検料9万2,000円を新たに計上したことによるものです。13節 委託料 125万円、前年から31万3,000円の減額です。これは、昨年計上した小学校の床のウレタン管理を今回計上しなかったことによるものです。

次のページ、14節 使用料及び賃借料 17万8,000円、前年から6万2,000円の増額です。これは光回線で使えなくなった電話器を更新したことによるものです。15節 工事請負費 110万円、これは受水槽の塩素注入ポンプを新たに設置するものです。19節 負担金補助及び交付金 15万円、前年から1,000円の減額です。2目 教育振興費、8節 報償費 71万3,000円、前年と同額です。11節 需用費 70万7,000円、前年から8万8,000円の増額となっております。これは、主にCRT検査、これは標準学力検査のことですが、その問題集に係る経費によるものです。13節 委託料 438万5,000円。これは児童用、指導用合わせ29台のパソコンを更新するものです。これには財源に、学校教育施設整備基金を充当いたします。14節 使用料及び賃借料 15万円、車借り上げ料で前年と同額です。18節 備品購入費 20万円、前年から5万円増額です。中身は、児童図書を購入するものです。19節 負担金補助及び交付金 85万8,000円。これは、義務教育教材の5年生の社会科副読本1万8,000円、それから授業用スキー購入助成金84万円を計上するものです。これにつきましては、資料2の60ページをご覧ください。資料、60ページでご説明いたします。ここには、小学校費、中学校費を合わせて書いておりますが、一緒にご説明いたします。平成26年度の教材、教具補助予定ということで、左側の一番上の表ですが、まずは小学校です

が、対象学年が5年生で社会科資料が、1人当たり単価が620円。それからスキー用具、これは限度額を6,505円としております。それから、中学校に関しまして、1年生の体育の副読本790円。それから、全学年ですが道徳の副読本、1人550円となっております。小学校の体育実技用スキー用具の購入費の補助金についてですが、(2)の対象者というところがありますが、木古内小学校に在籍する児童の保護者が対象です。補助額につきましては、一番下ですね。平成26年度木古内町スキー用具費購入補助額6,505円。これは、その一段上にあります米印の、平成26年度国庫補助額の補助の限度額、1万3,010円の半額でございます。次に、平成26年度スキー用具補助予定額の表をご覧ください。一番上に補助金額が書いてありますが、スキー用具補助金。一般的には、6,505円です。隣の欄で、準要保護児童は2万6,020円、それから要保護児童も2万6,020円です。これは、国の単価等に準ずるものでございます。それから、該当はありませんが特別支援の子が1万9,515円で、それぞれ見込み数がスキー用具は129人。それから、準要保護が8人、それからゼロ、ゼロですね。予算額がそれぞれ83万9,145円と20万8,160円。先ほどの(2)の対象者で括弧の中をちょっと説明するのを忘れました。対象は、初年度でございますので、第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までの期間、それぞれ1回とするということです。ですから、1年生に入った児童は、卒業するまでに2回対象になるということです。低学年と高学年、それぞれ1回ずつ買える。その学年につきましては、それぞれの事情によってまちまちだと思います。それから、次に飛ばしまして右のほうです。スキー用具補助の内訳で、一つの試算の仕方でございます。2万1,600円のスキーセットを購入した場合にどうなるかと言いますと、スキー用具購入費補助金のみの場合、自己負担が1万5,095円となります。それから、要保護、準要保護児童の場合、まず6,505円が補助金として支給され、残りは全額1万5,095円は要保護、準要保護のほうから出されまして自己負担はございません。3番の特別支援就学奨励費の関係ですが、これも同様にみていただければと思います。例えばもう1例、3万7,800円のスキーセットを買った場合です。一つは、スキー用具購入費補助金のみの場合、先ほどの6,505円を控除した分、全額が自己負担となります。それから、要保護、準要保護児童の場合、補助金から6,505円、それから要保護、準要保護の補助金から2万6,020円。そして、その差額ですね。全体の差額が5,275円、これが自己負担分となります。3番目の、特別支援教育に関しましても同様な考え方でございます。

以上、資料を説明いたしました。

予算のほうの説明に戻ります。19節は以上でございます。

20節 扶助費 175万7,000円、前年から41万2,000円の増額となっております。これは、主に学用品費が6万1,000円増額、新入学の用品費が6万3,000円増額、それから後ほど説明がありますが、新年度から学校給食費改訂がありますのでこれによるところの28万6,000円が増額になっております。それで、41万2,000円の増額でございます。

164ページをお開きください。3項 中学校費、1目 学校管理費です。11節 需用費 1,177万6,000円、前年から301万7,000円の増額です。主に、これは燃料と電気の数量と単価アップによるものです。

次のページ、12節 役務費 81万5,000円、前年から18万5,000円の増額です。これはボイラーの法定検査料4万6,000円とパソコン更新による廃棄物処分料が10万9,000円が新たに計上されたことと、洗濯量があと4万円が増えました。これによるものです。13節 委

託料 523万2,000円、前年から8万円の減額です。

次のページ、14節 使用料及び賃借料 27万1,000円、前年から7万4,000円増額です。これは、主に光通信化に伴い既存の電話機が使えなくなったものでございます。18節 備品購入費 6万3,000円、これは事務室の湯沸かし器がないのでこれを購入するものです。19節 負担金補助及び交付金 25万円、前年から1万6,000円の減額です。これは、生徒数減少によるものです。2目 教育振興費、8節 報償費 238万円、これは前年から50万6,000円の増額となっております。各部活動・大会参加報償費を50万円増額したことによるものです。11節 需用費 119万5,000円、前年から26万9,000円の増額です。これは、主にCRT検査、標準学力検査で11万1,000円の計上、それから部活のユニフォームの購入費14万円増額によるものです。12節 役務費 2万4,000円、前年から3,000円の減額です。これは、体験学習の保険料です。13節 委託料 648万円、これは生徒用のパソコンを40台更新するためのものです。これも小学校費と同じく、学校教育施設整備基金を充当いたします。14節 使用料及び賃借料 40万円、前年と同額です。車借り上げ料です。18節 備品購入費 73万4,000円、前年から45万9,000円の減額ですが、これは生徒用図書が昨年と同額なのですが、義務教育教材が23万円の増額によるものです。あとは、吹奏楽の楽器の予算は計上はございませんでした。

次のページ、19節 負担金補助及び交付金 71万8,000円、前年から19万円の増額です。これは、通学助成金12万1,000円増額、さらに義務教育教材副読本補助で6万9,000円を新たに計上することによるものです。この説明につきましては、先ほど資料で説明いたしました。20節 扶助費 142万8,000円、対前年比57万9,000円の減額です。これは、学用品費で14万4,000円減額、新入学用品費で4万5,000円減額、学校給食費で24万円減額、修学旅行費で9万5,000円減額等によるものでございます。

以上で、学校教育に係る歳出の説明を終わります。

佐藤委員長 歳入も、佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 引き続き、歳入を説明いたします。

47ページをお開きください。13款 国支出金、2項 国庫補助金、6目 教育費補助金、1節 小中学校費補助金 2万7,000円、これは前年度と同額でございます。

57ページをお開きください。15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、3節 教育職員住宅貸付収入 171万2,000円です。教育職員住宅8戸分の貸付収入で、前年から11万8,000円の増額になっております。

次に70ページをお開きください。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入。雑入の内、日本スポーツ振興センター保護者負担金は、対象児童の減によるものでございます。前年比から5,000円減額して9万5,000円を計上しています。

71ページ、下から4段目の雇用保険繰り替え金には、ALTと特別支援教育支援員、学校管理臨時職員、スクールバス運転員、中学校校務補育休代替えの分合わせまして、43万8,000円の計上でございます。失礼しました、9万5,000円でございます。

さらに、次の段の公衆電話使用料の内、小中学校の公衆電話使用料では、25年度の実績を踏まえ4万4,000円を計上しております。

以上で、学校教育の歳入の説明を終わります。

佐藤委員長 学校教育の歳入・歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

竹田委員。

竹田委員 特に大きな部分ではないのだけれども、167ページで報償費。各大会の報償が中学校費は50万円増えている。これは、大会への支援する部分が7割から10割にするという考えのもとで増えたのかと。ただ、小学校費で言えば去年も50万円、ことしも50万円しか計上していないのですけれども、小学校はそういう大会に参加する見込みがないということで去年と同じ50万円にしたのかどうなのか。考え方が同じだとすれば、金額は別にしていくらかでも増えるであろうという予算計上をすると思うのですけれども、その辺の考えについて。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 まず、中学校費ですが例年、何回か途中補正してございます。今回、その分で、これでも足りるかどうかわからないのですが、基本的に50万円をまず増額していただきました。それから、小学校に関しましては前年並みということでの考え方で、減らしたわけではないのですけれども、そういうふうな考え方でございます。

佐藤委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 ないようですので、次に進んでください。

佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 それでは、次に社会教育関係の予算をご説明いたします。

予算説明の前に、資料で特徴的なソフト事業についてご説明いたします。資料2の61ページから68ページをご覧ください。資料2の61ページですが、事業名として各地域出前講座というのがございます。これは以前、各地域に出てやっていた経過があるのですがしばらく休んでおりました。地域の要望が出てきまして、これをまた復活という形で行いたいと思います。これに関する予算は、4万円でございます。次の62ページ、青年塾事業ということで最近、青年団体の活躍が非常にめざましいということで、さらに弾みをつけようということで学習活動だとか、青年活動の派遣事業だとか、それから芸術文化事業等々を合わせまして8万8,000円を計上するものです。それから63ページ、ブックスタート事業ですけれども、これは新生児、新たに生まれたお子さんにお祝いとしてブックスタートとして本を。単価を書いておりますけれども、だいたい1,620円を20部を想定しております。本をプレゼントするものです。それから64ページ、図書館司書の配置ということです。いま、図書館には図書館の整理員という職がございます。これをさらに充実して、司書を募集するというものでございます。図書館司書の配置につきまして、共済費、それから賃金、備品購入費。備品購入費はこれは図書ですが25万円。合わせまして、240万円を計上するものです。それから65ページですが、65ページから66ページは、新しくプールができるということでプールに関する予算です。65ページは、ジュニアの水泳教室を開催するというので37万5,000円を計上しております。それから66ページは、健康促進水泳事業ということで、成人を対象に同じく15万円を予算計上いたしております。それから67ページは、パークゴルフの教室です。パークゴルフの底辺を拡大するという狙いを持ちまして、パークゴルフ協会への謝金ということで、指導の謝金を1万円計上しております。それから68ページですが、同じくパークゴルフ場の関係ですが、オープン記念ということで新たに町長杯争奪パークゴルフ大会というものを企画しております。これに関わる経費が、ほぼ景

品ですがこれが5万円でございます。

以上が、社会教育のソフト事業について説明いたしました。

それでは、歳出のほうから説明いたします。予算書の169ページをお開きください。10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費について説明いたします。1節 報酬 4万5,000円、前年から1万5,000円の増額です。これは、文化財調査委員会でいま資料館の検討をしておりますので、会議回数を増やしております。8節 報償費 74万9,000円、前年から11万8,000円増額です。これは、先ほど説明しましたが青少年健全育成事業が9万8,000円増額したことによります。9節 旅費 19万4,000円、前年から1万5,000円の増額でございます。11節 需用費、25万7,000円、対前年から6万円の減額です。

次のページ、12節 役務費 1万2,000円、前年と同額です。16節 原材料費 2万5,000円、これも前年と同額です。19節 負担金補助及び交付金 36万5,000円、前年から6万円の増額です。これは新年度、PTA連合会への補助金が増額されたことによるものです。26年度は、渡島PTA連合会の大会が木古内町で開催されます。2目 公民館費です。1節 報酬 2万円、前年同額です。4節 共済費 32万1,000円、前年から8万4,000円の増額です。これは先ほど説明いたしましたが、図書の関係だとかが増えております。7節 賃金 373万5,000円、前年から35万5,000円の増額となっております。これも、図書室関係の賃金を改めたためでございます。8節 報償費 7万円、公民館講座講師謝金で、前年から2万5,000円増額しております。これも、出前講座等でご説明いたしました。9節 旅費 6,000円、前年から2,000円の減額です。11節 需用費 1,301万4,000円です。前年から154万6,000円の増額となっております。これは、主に燃料費と電気料の増額によるものです。12節 役務費 49万7,000円、前年から8万3,000円の増額で。これは、折り込み料が3万5,000円増額、それから玄関マットクリーニング料、キーコマットですがこの4万8,000円増によるものです。

次のページ、13節 委託料 409万3,000円、前年から326万4,000円の増額です。これは、中央公民館耐震改修工事管理業務委託料これを計上したことによるものです。14節 使用料及び賃借料 42万2,000円、前年と同額です。15節 工事請負費 1億2,944万円、これは中央公民館耐震改修が1億2,400万円、同じく公民館の電気設備の改修工事が112万円、それから音響設備の改修が432万円でございます。公民館の電気の改修の中身につきましては、地下の電気室内の高圧機器の部品の更新と、それから発電機のバッテリー交換によるものです。それから、音響設備に関しましては、もう数十年経っておりまして古くなって、非常に不具合が出てきております。講堂、講座室の音響設備の改修でございます。16節 原材料費 10万円、前年と同額です。

次のページ、18節 備品購入費 87万2,000円、前年から11万6,000円減額です。これは、図書購入費7万円増額、キャンプ用テントが新たに20万3,000円計上、それから例年買い足しておりますが、テーブルと折りたたみイスを合わせて35万6,000円、これは減額となっております。19節 負担金補助及び交付金 1万円、前年同額です。次に、3目の文化財発掘調査費です。9節 旅費 7万3,000円、前年同額です。11節 需用費 57万8,000円、前年から6万3,000円の減額です。12節 役務費 3万8,000円、前年と同額です。

次のページ、10款 教育費、4項 社会教育費、4目 資料館運営管理費です。これは新しい目で、学校教育グループ所管の財産管理費からと社会教育グループ所管の文化財発掘

調査費の中からそれぞれ、旧鶴岡小学校を郷土資料館として整備する予算を集めた費目でございます。4節 共済費 48万6,000円。これは、文化財整理作業員2名の社会保険料と雇用保険料です。7節 賃金 301万円、同じくこれは整理作業員2名の賃金です。9節 旅費 8,000円、これは普通旅費。11節 需用費 82万3,000円、これは燃料費、水道料、電気料と消耗品費と修繕費です。12節 役務費 1万円、これは浄化槽検査料です。

次のページ、13節 委託料 178万6,000円。委託料の中で新しいものなのですが、郷土資料館改修工事実施設計業務委託料、これを126万2,000円計上しております。15節 工事請負費 4,280万円。内容につきましては内部改修工事、これは以前総務・経済常任委員会でもお示したことがあります、咸臨丸の礎の設置だとか展示用の台、名板、仕切り、床の張り替えの補修とかといったものの内部改修工事費が都合、795万4,000円計上しております。それから、屋上の防水工事ですがこれは2,613万6,000円ですが、これはいま旧鶴岡小学校ができて以来、ずっと屋上の防水が改修されておられません。20数年経ちまして、もう雨漏りがしている状態でございます。その改修工事費でございます。それから、外壁塗装工事、これが869万8,000円ですが、これにつきましては校舎部分は数年前に一度、外壁の塗装工事をしておりますが、残っている体育館の部分のほうは手つかずのままでございまして、これを計上するものでございます、869万8,000円です。18節 備品購入費、80万円。これは、同じく展示パネルですがこれは20枚を購入する購入費でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

佐藤委員長 歳入に入ってください。佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 それでは引き続き、社会教育関係の歳入について説明いたします。

40ページをお開き願います。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、4目 教育費使用料、1節 公民館使用料 20万円。これは、平成25年度の調定額の実績を踏まえ計上しました。

次に、70ページをお開き願います。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、1節 雑入です。71ページの上から6段目、公民館講座受講者負担金1万8,000円。それから、下から4段目、雇用保険繰替金の関係分13万5,000円。下から2段目、森林組合が埋蔵文化財調査事務所の一部を使用していることから、電気料を負担してもらっています。これが8万4,000円入っております。

以上で、歳入の説明を終わります。

佐藤委員長 それでは、社会教育関係の歳出・歳入の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。竹田委員。

竹田委員 社会教育の事業については、今年度この資料、新規の事業8件を説明されましたけれども、こういう事業内容の企画書というのはいままではじめてですね。これは大変、こういう事業内容なのだ、予算の振り分けは何に振り向けられているということで大変、いい資料だというふうに評価したいと思います。ただ、最後の鶴岡小学校の工事の改修の部分なのですが、これについてはせっかく社会教育の事業の企画のプランはこういう資料がついているのですけれども、この4,000万円もの工事のもうちょっと中身の資料があれば大変、助かったのと。口頭では縷々説明されましたけれども、この部分についてはいろいろな事務調査の中で鶴岡小学校の資料館の活用の関係でいろいろな角度からそれぞれ関心のある施設でもありますし、そういう部分については十分。たぶん、この工事の発注に

については、いま予定しているのは一括発注なのか。工事の内容を聞きますと、それぞれの部分で分割されるのかなというふうに思いますので、これは地元業者育成のためにも、できれば細かく工種を分けて発注してほしいという要望として伝えておきます。

佐藤委員長 ほかに、又地委員。

又地委員 図書館司書を配置するわけですが、図書館司書というのは専門の何か資格というのはいるのですか。ちょっと教えてください。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 図書館司書につきましては、専門の資格でございます。例えば、大学、短大等で所定の単位を取得するとか、図書館司書補ですか。正式な図書館司書でないかたで、それをまたさらに経験を積みながら司書の資格を取るということでございます。

佐藤委員長 又地委員。

又地委員 大学等を卒業した人でそういう資格を取っている人がいると。そして、その一段下がどうのこうのというのは。そういうかたは町内にいるものですか。募集しないとわからないですよ、普通は。だけれども、よその町の人を採用しても大して町のためにはならないし、そういう意味ではもう既に内定しているのかという感じも受けないわけではないですけども教えてください。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 いま、又地委員のご質問の中身で町内にいらっしゃるのかどうかということですが、これはちょっと詳しく情報を得ているわけではございません。募集の仕方なのですが、町内にもしいない場合、最悪の場合は司書に関しましては町外からも対象として考えております。

佐藤委員長 ほかに、又地委員。

又地委員 そうしたら、いままでは臨職を採用していました。その人は再雇用になるのですか。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 図書館司書というふうに直つてございますが、図書館司書に応募されるかたがないということも想定されます。そういう場合は、いままでの図書館整理員の資格で、単価もちょっと違うのですが、いままでの整理員という単価で採用することも考えられます。みつからない場合です。ですから、応募に関しましては、資格のあるかたも資格のないかたも良いということで募集しております。あれば大変、都合がいいというふうに考えております。

佐藤委員長 ほかに、野村教育長。

野村教育長 ただいまの図書館司書の採用というようなことですが、町内にこの人がいるからというようなことではないです。中央公民館の図書室を中核として、小学校と中学校の図書室、図書館を結ぶと。そういうような専門的な資格を持っているかたに就いていただいて、資料の助言だとか読書活動の推進というような部分を進めていきたいというようなことで、このたび臨時職員ではありますけれども、図書館司書の取得者ということで条件を付けて予算を付けたわけです。ただ、いま現状をまだ把握しておりませんので、図書館司書を持っているかたはいるのですけれども、仕事を持っていたり、そのかたが応募してくるかちょっとわかりませんが、図書司書の資格を持っているかた、あるいは図書館整

理員というような形で採用するというようなこともあり得るというようにございませう。町外からも広く求めたいなというふうに思っておりますが、臨時職員ですので賃金がちょっと低いというようにございませうが応募があるかどうかちょっとわかりませんが、この議会の終わったあと直ちにこの募集作業に着手していきたいなというふうに思っているところでございませう。

佐藤委員長 ほかに、竹田委員。

竹田委員 いまの件なのですけれども、公募するのにあたってここでは公民館司書というように明示をして大変いいなと。ブックスタートと合わせた部分の連動した事業なのだという評価をしていたのですけれども、公募にあたっては図書館司書でもいい、図書の整理員の経験者でもいいと公募するのはやはりおかしいのではないですか。司書で公募をして該当者がいなかった。そうしたら、2次募集の中でそれでは司書がないからランクを整理員だとかを公募するというのが本当でないですか。それでなければ、整理員でもいい司書でもいいとなったら、整理員の方が応募をしたって司書がいたら絶対採用になるわけではないでしょ。それならかわいそうではないですか。やはり、一段階の公募はここできちんと司書というように明示しているわけですから。司書の公募をして、それでも町外にもいなかったと。臨時ならやはり来ないのだというようにございませう、2次募集で例えば整理員というレベルを下げるというのが本当ではないかと思っておりますけれどもいかがですか。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 いまの竹田委員のご指摘はごもっともだと思います。いま、これからもう一回内部で協議したいと思っております。

佐藤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時38分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

教育長。

野村教育長 本当に申し訳ありません。教育行政執行方針にも述べております。この資格を取得している者を採用したいというようにございませう募集をさせていただきたいと思っております。

なお、そのあとの結果については、また事務段階で考えていきたいというふうに思っております。

佐藤委員長 ほかにございませうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 ないようですので、次の説明をしてください。

佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 それでは次に、体育関係予算の歳出からご説明いたします

176ページをお開きください。10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費、1節 報酬 3万円、これは前年と同額でございませう。スポーツ推進委員の会議でございませう。8節 報償費 202万6,000円。前年から164万5,000円増額となっております。これは、

スポーツ教室の講師謝金が52万5,000円増額、それから各種スポーツ大会の参加報償費が6万円増額、全道大会等の参加報償費が104万6,000円増額したものでございます。9節 旅費 4万9,000円、前年から1,000円減額です。11節 需用費 35万円、前年から7万2,000円の増額となっております。これは、消耗品費の増額です。

次のページ、12節 役務費 1万2,000円、スポーツ教室の講師の保険料を計上したものでございます。そのため5,000円の増額となっております。14節 使用料及び賃借料 17万2,000円、前年と同額です。19節 負担金補助及び交付金 32万1,000円、これも前年と同額です。次に、2目 保健体育施設費です。4節 共済費 37万4,000円、前年から1万9,000円増額となっております。7節 賃金 954万6,000円、前年から182万8,000円の増額となっております。これは、プールの営業期間が延びたことによる維持管理賃金、これが64万5,000円の増額。それから、パークゴルフ場の受付を26年度からは全部臨時職員で対応するという事を考えております。そのための賃金が111万1,000円増額でございます。

次のページ、11節 需用費 1,086万1,000円、前年から454万2,000円の増額です。電気料が148万4,000円増額、上水と下水を合わせて85万6,000円の増額、燃料費が183万5,000円の増額でございます。これは主にプール関係のものでございます。12節 役務費 51万3,000円、前年から28万3,000円増額となっております。これは、プールが再稼働するために水質検査料を18万4,000円計上したことと、玄関マットのクリーニング料を8万8,000円を計上したことによるものです。13節 委託料 833万1,000円、前年から684万1,000円の減額です。これは、25年度に計上されたプール改修設計委託料1,331万円の減額と、26年度計上されたスポーツセンターの耐震改修工事実施設計業務委託料632万円の差額によるものです。14節 使用料及び賃借料 94万円、前年から41万6,000円の増額です。これは、タイヤショベルの借り上げ日数を増加するものでございます。15節 工事請負費 2,272万円、前年から1,932万円の増額です。これは、たかとり球場のグラウンドの改修工事費に480万円。ふるさとの森スキー場リフトの改修工事費が1,792万円を計上することによるものです。16節 原材料費 100万円、前年比3万8,000円減額です。18節 備品購入費 608万2,000円、前年から556万4,000円増額です。これは、パークゴルフ場整備用トラクターの更新等で387万4,000円、それからプール用の機械器具等購入費、これが220万8,000円を新たに計上したことによるものです。

以上で、保健体育総務費及び施設費の歳出の説明を終わります。

佐藤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時46分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

歳入のほうを説明願います。佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 それでは引き続き、体育関係の歳入について説明いたします。

40ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、4目 教育費使用料、2節 保健体育施設使用料 239万5,000円です。前年から14万3,000円減額となっております。25年度の調定額の実績見込みによるものです。

次に、71ページをお開きください。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、2節 雑入、下から3段目、スポーツセンターとパークゴルフ場の公衆電話手数料これが4,000円です。それから、その上の段雇用保険繰り替え金 3万6,000円を計上しています。

以上で、歳入の説明を終わります。

佐藤委員長 歳入・歳出についての説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

平野委員。

平野委員 何点か、歳出についてお聞きいたします。まずは、176ページの報償費ということで全道大会参加報償費。全道大会等への援助を手厚くするというで金額が上がったのは大変ありがたいことだと思うのですが、昨年の20万円に対して今年度124万円。ここまでのアップ幅にあたったのは何か理由といたしますか、予定といたしますか、既にあるのかどうかお聞かせください。

それから179ページ、使用料及び賃借料。毎年のように、予算委員会・決算委員会の中でもタイヤショベルの借り上げ料が計上され、なおのこと今年度については41万円も上がり、94万円という高いリース料を払う予算計上になっておりますが、以前から同僚議員も多数提案しているように、こんな高いリース料を払うのであれば、購入という考えを持っていないのか。「検討しています」という答弁をいただいているのですが、その後、どのように検討されて今年度に至っては94万円という計上されたのか中身を教えてくださいと思います。

それから、今年度は大きな事業として、ふるさとの森スキー場リスト改修工事、大変大きな予算計上がされております。地域の子供達、学校教育に至ってもスキー授業を充実させるという観点からは大変安全面のことも含め、非常に重要な事業だと考えておりますが、これだけの予算計上をするからには、いま現在の安心安全はもちろんなのですが、利便性ですね、スキー場としての機能。ご存知のとおり、いまは2段階式で上がっていきまして、1番上に行くとそこから頂上までかなりの距離を歩いていかなければならないという大変不便と言ってしまえばはっきり言って不便なスキー場の状況です。その部分の改修といたしますか、改善といたしますか、そこを含めているのかどうかお聞かせください。以上、とりあえず3点です。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 まず、平野委員の1点目ですが、報償費です。まず一つは、いままで児童生徒に対しては7割でした。これを10割に改めます。それでまず少し上がりますが、そのほかに体育のスポーツ関係は結構盛んで、特定のあれですけれども、結構大会に出ているという実績を想定して、それに基づいて増やしたものでございます。

それから2点目ですが、タイヤショベルです。これも以前ご指摘いただいた、買ったほうがいいのではないかとということでございますが、これもリース関係の会社にいろいろ聞きましたら、買うよりは買うとずっと高くなるということで、これはそういう中で借り上げを選んだものです。それから、日数はいままでが90日、日数を見ていました。それを180日間に延ばしております。これは、パークゴルフ場等でも使うということで、契約日数も倍にしております。

それから、3点目のふるさとの森スキー場のリフトの改修工事でございますけれども、

これにつきましては、どんな点が変更されるかということですが、まず変更されないところは長さです。第1リフトの長さは46.4m、これはこのままです。それから、第2リフト、これは135.2mこれもそのままでございます。なぜリフトの延長を考えなかったかという、これも業者さんといろいろ勉強させてもらいましたら、斜面を盛土するための改修費用が500万円以上一応かかるということでお聞きしております。後ろのほうが非常にせばまっているので、そういうことで費用が膨らむために、現在の長さ、現在の位置で考えました。

それから、いままでのリフトよりも、いままでのリフトというのはギアの減速機といいますか、それと違いまして多段式歯車というものに変更させると。そうすると、構造が大変シンプルでトラブルが少ないのと、作動音が少なく静か、それから発熱量が少なくて冷却性に優れていてより安全であるという点が改善点でございます。以上です。

佐藤委員長 平野委員。

平野委員 答弁いただきましたけれども、まずショベルの件ですけれども、リース屋さんと話をしてリースのほうが得だという話がどういう内容で話をされたのかわかりませんが、常識的に考えてまず100万円、買ったとしても300万円以下、3年で元が取れるのです。

何をもちこのリースのほうで得なのかという説明がなければ、本当に検討されたのかというのが理解できないので、何年にもわたってこれは町のためを考えて当然予算のことを考えて、買ったほうがどう考えても得なのではないかという話をいままで何年にもわたってしてきたわけですから。では、リースのほうでどのように得なのだということを示していただかなければ、きちんと検討されたということには理解しがたいです。ですので、資料といいますか、どのような金額ベース採算でたのが、どのようにしてどう得なのだという口頭でいまそこまで説明できればいいのですけれども、できなければちょっと作っていただきたいなと思います。まずそれが1点です。

スキー場なのですけれども、平成25年はまだ継続しているのでまだ集計は出ていないからもしれませんが、学校の授業で使った生徒さんの人数以外、一般利用者の使用した人数をちょっと教えてください。25年の途中でもいいですし、24年のでもいいです。

（「関連」と呼ぶ声あり）

佐藤委員長 東出委員。

東出委員 タイヤショベルについては聞こうかなと思ったのですけれども、平成25年の予算決算等で私は言ったと思うのです。買ったほうが、何年こうやってリースをしていますか。もう二台も買えますよ。ですから、ここであなた達教育委員会とここに総務課長もいますけれども、この辺の予算編成に向けて、そういう協議があったのかどうなのかこの辺ちょっと総務課長のほうにお伺いしたいと思います。ということは、いま平野委員も言っていましたけれども、リース屋さんはリースしたほうが得だと言いますよ、自分の機械を使ってもらいたいのですから。ですが、タイヤショベルは本当に300万円足らずでしょう。前回50何万円今回94万円でしょう。倍になったかもしれませんけれども、どこの所管の時でしたか。建設水道課でこんな議論があったのです。通学路の確保がされていない町道でも、そんな議論もあったのです。だったらミニタイヤを有効利用するためには、歩道の雪山をとってかいでやったって使い道があるでしょう。そう思いませんか。何か今回倍にして、パークゴルフ場で使うと言うのだけれども、これは一般財産で町で買って、教育委

員会の中の雪をかくのならそれを使えばいいのではないですか。パークゴルフ場で使うなら使っているのではないですか。そのほか、使い道は防災関係からいったり、林道の補修など砂利のちょっとした穴を埋めたり、そんなのにも使えるでしょう。大きいタイヤショベルありますよ、日立のあれ。そのほかにもう1台あったっていいのです。私はそう思っています。ですからしつこく言うのです。防災、それから通学路の確保、林道の修繕、いろんな使い道があると思います。それを総合的に考えたら、私は、本庁のほうで買って冬期間はあなた達、それからパークゴルフ場でそっちで使う、いろいろな使い回しができると思います。なぜその辺含めて、協議できなかったか不思議でなりません。

佐藤委員長 平野委員。

平野委員 いま質問したスキー場なのですけれども、小学校の授業を抜かした人数と言ったのですけれども、スキー教室等そのような行事も抜かして、スキー授業・スキー教室等の行事、学校の授業を抜かした利用者の数の把握をお知らせください。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時08分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

佐藤生涯学習課長。

佐藤生涯学習課長 まず、スキー場の利用関係の数字ですが、25年もうクローズになりましたけれども、この冬の利用の実績は総数が644人です。うち小中学生が540人、さらに教室だとか授業を除いた人数は280人です。小中学生です。

タイヤショベルにつきましては、早急にいまの数字的なものを別に提出してよろしいでしょうか。いまちょっと手持ちにないものですから、後ほど提出させていただいてよろしいでしょうか。

佐藤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時11分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 タイヤショベルにつきましては、予定通り今年度はリースで借りたいと思っております。

佐藤委員長 東出委員。

東出委員 今年度とはいうことは、私が先ほど冒頭に聞いたのは、原課とあなた達と財政のほうと協議したのかという聞き方をしたのはそこなのです。ことしはことしでそういう形なのですけれども、致し方ないと思うのですけれども、買ったほうが得なのかリースしたほうが得なのか、そして買ったほうがいいのではないかと、決算委員会でも言ったので

す。そうしたら、我々は私は大いに賛成すると言ったのです。だから、あなた達と財政をもっている総務課長に先ほど言ったのだけれども、その辺の協議をしましたかと聞いているのです。今回の予算を立てる時に。

佐藤委員長 総務課長。

新井田総務課長 ただいまの協議をしたかしないかのご質問にお答えしたいと思います。

私どもと教育委員会の予算査定の段階では、借上げということで予算要求がありまして、その時点では先ほど佐藤課長が申しましたように、原課のほうで借上げする場合と新規で購入してそれを維持していく場合と比較して借上げのほうが様々な面でメリットがあるということで、予算査定ではそういうお話をさせていただいております。以上です。

佐藤委員長 東出委員。

東出委員 それでは、佐藤課長にお伺いいたします。どういうメリットが発生したのかお知らせ願います。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 例えば、車検費用だとか5年くらい過ぎると非常に傷んでくるものだとか、そうした諸費用がかかってくるというふうな説明でございました。

佐藤委員長 東出委員。

東出委員 それでは買上げとリースとの比較表を資料として要求いたします。

佐藤委員長 資料要求が出ましたけれども、すぐ出ますか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時19分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

平野委員。

平野委員 先ほどスキー場の利用者数の報告伺いました。授業等も含めると540名で、授業以外で280名という数字を出されたのですけれども、この数字は合っていないです。単純計算を私がした中で、授業だけで300人以上になるのですよね、1人が1回だとして。プラススキー教室になると、先ほどの数字は合いませんね、正確ではないです。そちらでそのように把握してるということで。実際、180名のかたが利用していると、とてもとてもそんな利用しているとは私も何回か行きましたけれども、いつもいつも貸し切りの状況で、その280という数字は全然合っていないと思うのですけれども。だとしても、この利用者が多いか少ないかは教育委員会でどのように判断しているかはわかりませんが、私自身はその数字に関わらず、町民の声あるいは実際利用している現場の状況を含め、非常に利便性が良くないと、喜んで利用している子どもが少ないなど、まずは感想を持っております。その中で、先ほどの学校教育の中でも、木古内町としてはスキー事業に力を入れるということで、保護者に対して手厚い援助も出しました。もっと言いますと、いまの学校の授業の時間でいいのかと。これは先の話に戻ってしまうのですけれども、教育委員会として、スキーの補助までするのであれば学校とタイアップし、もう少し授業回数を増や

すだとかあるいはいませっかくリフトの改修があるので、小学生がもっともっと使いやすいスキー場になると、もっと力を入れて考えるべきだと思うのです。先ほどの答弁では、「土盛りをすると500万円かかるから無理だよ」という話。500万円かかってもいいではないですか。それで子ども達が喜ぶスキー場になるのであれば。木古内町は大いにこの季節は、雪と接するために学校でも授業をやっている、「それに教育委員会も応援しているのだよ」と。保護者も協力して子ども達に「スキーの良さ、冬の良さ、雪の良さを、そういうスポーツの良さを教えましょう」ということでいま取り組んでいるわけですね。だとしたら、「お金がかかるから改修は諦めました」と非常に納得しがたいというのか、せっかく良い施策をやっているのですから、なんでもう一步踏み込まないのかなという考えでおります。そこで、500万円かかるというのは、どの程度のどういう改修をしようとしているのか。まずをもって、安心安全の観点からいっても、いまのリフトの安全の耐用年数等がまずいだろうという話は数年前から伺っておりましたので、当然変えなきゃいけないのはわかります。であれば、当然その利用に喜ばれるようなスキー場を作って欲しいという観点からいまの500万円という数字は、どの程度どのような改修を考えての数字だったのか。金額が合わないのであれば、もうちょっとその金額を抑えた中、利便性を高めるための考えを話し合いを持ったのか。あの場所は借りている場所でしょうから、地主さんとの交渉等もあるのでしょうかけれども、その辺も含めて。本当に利用者のために、せっかくこの大きな金額を投入するわけですから、もう一步もう二歩踏み込んだ話し合いがされたのか。されたのであれば、その中身についてもう一度説明願いたいと思います。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 改修の中身につきましては、いまの工事費の想定なのですが、電源だとか地盤等のだとか機械の基礎、そういったものは現状のままでの改修工事を想定しております。ですから、単純にリフトの機械部分だけを取り替えるということでございます。

それから、概ね500万円という中身につきましては、1番上のところまでいっていないのですよね、あと少しあるのですけれども。その1番上のところまでいけるような形にするような費用というふうになっております。ですから、後ろのほうがちよっと絞まっているのです。リフトのところがちよっと下がっているものですから、距離と斜面の高さこれらを改修していくためには土盛り等の造成工事をする。それらが、業者さんに聞いたら500万円はかかるだろうというアドバイスをいただきました。

佐藤委員長 平野委員。

平野委員 500万円かかってもいいのではないですか。500万円かけられなかった理由はなんですか。財政との調整の中で難しかったからですか。協議されたのでしょうか。

佐藤委員長 教育長。

野村教育長 スキー場の規模・機能、私はこの規模でいいと思っています。不便です、はっきり言って。1番リフト、2番リフトを降りてから歩く。乗ってからまた歩いて上る。私はこれでいいと思います。私は、木古内のふるさとの森スキー場、知内のスキー場、七飯のスキー場、ニセコのスキー場、それぞれ私は機能があると思います。それぞれがそのレベルに従って、それぞれのスキー場を使えばいいのではないかと。私は、木古内のスキー場はあのスキー場の規模で十分ではないかというふうに思います。利用者が少ないというようなことは、私もちょっと残念です。それは、スキー人口が減っているというようなこと

もあろうかと思えます。ですから、木古内の子ども達には授業で助成をしながら、スキー授業で冬のたくましい体力を作る、雪に親しむ、平野委員がおっしゃるとおりです。私もそれは同感です。そういう意味で、今回の制度を提案しているわけですがけれども、基本的には、私は、ふるさとの森スキー場は造成をするということではなく、いまのまま、安全性を高めるといような機能を充実するといような形で持っていきたいと考えています。

佐藤委員長 平野委員。

平野委員 わかりました。教育長の考えはわかりました。考えの違いがあるとすれば、ここでお話しても先には進みませんので、教育長の考えはそういう考えだということに理解をしたところです。

そこで、もう1点だけ聞きますけれども、いまの利用者の人数280人というのは合っていますか、もう一回確認します。いまの授業とスキー教室。おそらく280人と聞いて少なくないだろうと、土日しか営業していないスキー場で。まあまあ使われているのではないかという思いがあると思うのです、教育長は報告を受けて。実際、違います。そんなにいるわけがないです。どのように人数を調べているのですか。それをちょっと教えてください。どういう人数の把握の仕方、いまの280人とでてきたのか教えてください。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 この人数につきましては、スキー場の管理人の報告を受けて、その数字でございます。

佐藤委員長 ほかにございませんか。又地委員。

又地委員 私もリフト、ロープトウなのですがけれども、こうやって例えば、小学生の授業の中に組み入れられているのが4時間だと思うのですよ、8時間ですか。それでスキーの購入の補助金を何とかしてやろうと。これは切なる父兄の希望もありました。「結構かかるし」という声があつての取り組みをしてもらったと、そんなふうにしてすごく良かったなど。せっかくそこまでやったのであれば、ロープトウも上のほうまで伸ばしてほしいなと思っていました。思っていたのは事実です。それは子ども達が授業で行く。そうすると、健康作りということを出してきましたけれども、体力作りを出してきたのですけれども、その一つもうひとつ上の段階を考えれば、やっぱりスキーをやったら体力をつけてほしい、それはそれで良い。もう一つ上のものも狙ってほしいなど。そんなふうにしていて、そうしてたいした距離ではないのです、1番上までというのは。子ども達が一番木古内のスキー場にプライベートで行かないのは何かと。上までないからです。上までないから、よそのスキー場に行くのです。これは上まであったら、木古内の子ども達、大人もそうかもしれませんが、きつともっと利用すると思えます。いまあるロープトウの頂上のところから頂上まで行くのに、みんなもう疲れているのです、見ていると。そして、課長が言いましたけれども、上に行くとなるほど、山の頂上ですから狭くなる。狭くなるのは知っています。狭くなるのであれば、これは借地ということなので地主さんと話をして、1番上を平らに少し均してもらえばいい。大したお金はかからないです。あのくらいの傾斜ですとユンボはのぼっていきますから、簡単にのぼってきます。そして、それなりのスペースを作ると。子ども達のスキー教室を見ていると、上に行つてあまりスペースがないものだから5人か6人なのです、そこに固まっているは。たくさん行くと、その頂上に子ど

も達がいっぱいられないスペースだから。だから、例えば2年生なら2年生が行くと。20何人いるのかな、30何人いるのかな。全員が行けないのです。そして、頂上から頂上で普通みんな子ども達が上って行くでしょう。先生がいろいろな指示をするわけです。ところが、下にいるものですから、下で指示するものですから、上に行って勝手なのです。それで、お父さんお母さんが補助で動員されるという現状です。それはお父さんお母さんが、スキー教室に手伝いに行くというのは悪いことではない、良いことだと思うのですけれども、頂上を少しユンボでもいいから上がってもらって、均してやればすごくいいスペースができると。ということは、山が下がるから、山の頂上が下がるから、ロープトウのあと残りの距離も短くて済む。そうすると500万円かからないですよ、きっと。私も何とかその辺、学校の授業だと、たまに行ってみるのです。行ってみると、みんなロープトウの最後から頂上に行くまでに、子ども達がみんな疲れてしまっている。その疲れているのは、教育長によれば、体力がつくという評価になるのか知らないけれども、やはり使う子ども達あるいは一般の人がたに、喜んでもらえるような改修をするべきではないかなと。いまこれ、いままでどおりのところで終わりだといったらみんな喜ばないですよ、きっと。私はそう思っています。やるなら上まで行って、そして上を少しユンボで均してもらって、スペースを広げて、そして「変わったね」と。「変わったね」というところまで行くと、きっと喜ばれると思うのですけれどもね。いまこれをやって、歯車にするとかロープが新しくなったとかその程度ならたいして喜ばないのではないかな。子ども達もきっと喜ばないですよ。「なんだ、同じところでしょう」という話をするのではないかなという気がするのですけれども。その辺もう一回、多少金額が例えば増えるとしても、これは財政のほうと相談して、せつかくスキーに補助する。そうすると、子ども達も生き生きとして、スキー場が良くなったという形の中で、体力増進等々に寄与できるのではないかと思うのですけれども、再考していただけないでしょうか。

佐藤委員長 教育長。

野村教育長 ただいまは、ご意見をいただきましてありがとうございます。ふるさとの森スキー場のリフトについては、地盤の工事方法いかんによっては、若干リフトを伸ばすことができるというような話も聞いておりますので、ご意見をいただいた土を削るとかというような部分を検討をしてみたいというふうに思っております。

佐藤委員長 又地委員。

又地委員 パークゴルフ場の件で、臨時職員で対応するという事でちょっと金額が増えたのですよね。この辺をちょっともう少し。いままでは、臨時職員で2人くらい女の人達を入れていたと。今度は、同じ臨時職員対応なのだけれども、金額が増えるというあたりをもう少し詳しく教えてください。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 いまは、普段の営業につきましては専属をお願いしているパートの臨時職員さんが2人と、あとは建設水道課からお一方お願いしています。その対応がだんだんできなくなってきたということで、建設水道課のかたを専属の臨職さんで賄うという考え方でございます。

佐藤委員長 又地委員。

又地委員 そうしたら、いままでいた建設水道課のかたがパークゴルフ場がオープンとと

もに向こうにずっと一人でつくということになるのかな。臨時職員対応をいままでもしていましたよね。けども、同じ臨時職員対応で賃金が増えるということでしょ、さっき課長から説明があったのは。その辺をちょっと教えてください。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 建設水道課の方々の予算というのうちのほうでは見ておりません。ですから、その分が純増になるわけです。ということで、ご理解をお願いしたいと思えます。

佐藤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時39分

再開 午後3時40分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

(4) 教育委員会 (学校給食センター)

議案第27号 木古内町立学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について

佐藤委員長 次の説明にはいってください。

佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 まず、給食の資料番号1番の議案第27号関係です。

木古内町立学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について、資料の12ページ、13ページをお開きください。

この条例なのですが、木古内町立学校給食センター条例の新旧対照表でございます。第7条の下線部分ですが、第2項の「学校給食費の月額を年間所要額を12で除して得た額とし、別に定める木古内町立学校給食費納入通知書により、その月分を月末までに木古内町会計管理者または指定金融機関に納入するものとする。」というところを削除してございます。

条例に納入の方法だとか金額だとか月額だとかというものを定めなくて、規則のほうに定めるように改めるものでございます。

関連でございますので、資料の1の13ページをお開きください。

学校給食費に関する例規の一部改正等についてということでございます。いま条例を改正しまして、それを補完するものとして規則等を整備する予定でございます。

まず、一番上の左側です。木古内町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてはいま説明いたしました。これは、月額の算出納入方法については管理規則に明記するために削除いたしました。そして、新たに木古内町立学校給食センター管理規則、この一部を改正いたします。中身は、学校給食対象者並びに月額納入方法について明記するものでございます。まず対象者ですが、一つ目として木古内町立小中学校に在学する児童生徒。それから二つ目、木古内町立小中学校に勤務する職員。それから三つ目、学校給食センターの業務に従事する職員。これらが、学校給食の対象者ですということでございます。

それから金額でございますが、月額金額です。一番目、小学生は月額4,050円。ただし、小学校1年生の4月分は、日数の関係で3,036円。中学生は、月額4,900円。二つ目としまして、小学校に勤務する職員は、月額4,050円。それから、中学校に勤務する職員は、月額4,900円。三番目、学校給食センター職員は4,900円というふうになっております。納入方法につきましては、納入通知書によりその月分を月末までに納入するという事です。それから、右のほうに移りましてこれは新たに制定するものですが、木古内町学校給食費の軽減実施要綱というものでございます。この対象者は、木古内町立小中学校に在学する児童生徒の保護者でございます。ただし、軽減実施後、新たに過年度分となる平成26年度以降の学校給食費に滞納がある者は軽減しないこととする。なお、納付誓約書等を提出して履行している者は除く。軽減額につきましては、軽減額は学校給食費月額の半額とするということで、条例・例規・要綱を整備いたします。

以上でございます。

佐藤委員長 条例改正についての説明が終わりましたので質疑を求めます。

又地委員。

又地委員 対象者の部分で平成26年度、今年度から滞納がある者は軽減しないとあるのですけれども、25年度までに滞納のあるかたの対応はどうするのかをお願いします。

佐藤委員長 佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 あくまでも26年度、この制度がはじまってからのスタートでございますので、それ以前のものにつきましては対象外でございます。通常の滞納のあるかたは、滞納額はもちろん払っていただくのですが、それは給食費の半額助成に関係ないということでございます。

佐藤委員長 又地委員。

又地委員 そこで、せっかく平成26年度から半額助成という、学校給食費を半額にするという軽減策をとった。いままでの、25年度までの滞納額をゼロにすると。全額免除にしてやるという気持ちはございませんか。

佐藤委員長 佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 そういう考え方は持ってございません。

佐藤委員長 又地委員。

又地委員 これは、せっかく今年度からやる半額助成という形の中で、これは財政ともあれをしなければだめなのかもわかりけれども、私は教育委員会でそれくらいの独自性を出してもいいと思っているのです。いままでいくらありますか、大した金額ではないのです。そして、「そうしたら」と。平成26年度からスターです、半額助成の。そして、児童・生徒がみんな同じスタートラインに立たせるということがあってもいいのではないのかと、そんなふうにも思っているのです、教育長。予算の中には過年度分の滞納額の徴収の予算も組んであるようです。だけれども、その辺は教育長どうでしょう。財政のほうと相談する中で、児童・生徒は全部同じスタートラインにつけてやるというような気持ちになりませんか。

佐藤委員長 教育長。

野村教育長 26年度の半額助成に伴っての不納欠損についてのご意見であります。現在、過年度分については50万円ほどの滞納額というようなことでございますけれども、いまま

で完納ということを目指して係のほうでは夜も、都合によっては土曜日、日曜日というようなことでその方々と折衝してきたところでございます。いいチャンスというはスタートラインかも知れませんが、もう少し私どももこの滞納額のかたについては、善意を持って対応していただきたいというようなことで努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

佐藤委員長 ほかに、吉田委員。

吉田委員 ちょっと細かなことが気になったので質問させていただきます。いまの説明書の対象者の部分がありますね、学校給食費の軽減実施要綱の対象者の意味の中に、「納付誓約書等を提出して履行しているものは除く」という文章があるのです。それで、納付誓約書を提出していない人もいるということもあり得るのか。全ての人がこれを全て出しているのか。その辺、ちょっと気になったので聞きます。

佐藤委員長 佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 いまのご質問は、25年以前のいわゆる未納ということですか。それはいろいろなケースがございます。出さないかたもございます。というのは、連絡が取れないとか、行方がなかなかつかめない。住所が行ってもその場所にはいないとか、いろいろケースがございます。必ずしも全員がそういうものが取れていないというような状況でございます。

佐藤委員長 吉田委員。

吉田委員 何かそれだったら意味がないような気がするのですよね、正直な話。いる場所がわからないとか何とかというのは、本来は。過年度の部分ですが。だけど、これからもこれは出してもらうことにはなるわけですよ、これからも。だから、誓約書ですから、本来は100%全員から出してもらわなければ困るということなのです。もし、逆であれば「逆です」と言って説明をしてくれればいいのですけれども。

(「関連」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 ここの資料の13ページで謳っている滞納誓約書の履行という部分は、26年以降のことを言っているのですよ。過年度はないですよ。滞繰の部分は先ほど議論した部分ですし、「滞繰はもう少し努力をします」と。ここに謳っているのは、26年以降ですから、来年からでなければ出てこないということで、そういう説明をしなければいままのように過年度の部分というふうになるし。それと、滞繰の部分と26年からスタートして、ですからそれ以前の部分は先ほど教育長が答弁したようなことで「別扱いで処理をします。」と。あくまでも、この軽減策については26年からスタートするから、26年から発生したものに對しての「こういう措置だよ」という部分の確認をきちんとしておかなければ、1年経ったら全部過年度の部分を引き継ぐのかなど。

佐藤委員長 佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 先ほども説明したつもりですがけれども。

佐藤委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 ないようですので、予算に入ってください。

佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 次に、平成26年度の学校給食センターに係る歳出についてからご説明いたします。

179ページをお開きください。3目 学校給食費、1節 報酬 3万円、前年から6,000円増額となっております。4節 共済費 92万円、前年から5万4,000円の増額でございます。これは、臨時調理員職員の賃金総額が増えたことによるものです。7節 賃金 590万3,000円、前年から45万4,000円増額です。これは、調理員、非常勤職員が3名の賃金と通勤手当、それからこの方々も含めた職員の休暇対応のさらに別にパートの調理員賃金、休んだときのための対応の賃金からなります。8節 報償費 6,000円、前年から4,000円減額です。これは学校給食費の取扱い報償費なのですが、だんだん対象者の数が減っております。9節 旅費 8万7,000円、前年と同額です。11節 需用費 1,438万5,000円、前年から288万4,000円の増額となっております。主に、調理用の消耗品費が19万1,000円増額、燃料費が38万5,000円増額、修繕費が148万7,000円増額、光熱水費が75万4,000円増額したことによるものです。12節 役務費 46万9,000円、前年から2万2,000円の増額です。13節 委託料 767万4,000円、前年から28万9,000円の増額でございます。これは、給食配達委託料は道の単価を基にしておりますが、これを基に27万円増額してございます。それから、食数減による米飯容器洗浄殺菌保管料が4万9,000円減額、その他委託料がそれぞれ微増になってございます。

次のページです。14節 使用料及び賃借料 6万7,000円、前年から1,000円の増額です。16節 原材料費 1,497万2,000円、前年から90万5,000円の増額となっております。これにつきましては、給食費の改定による1食当たりの単価を上げました。そのことによるものでございます。18節 備品購入費 9万8,000円。これは、ガス警報器は期限切れになりまして5台更新いたします。19節 負担金補助及び交付金 1万7,000円、前年同額です。

以上で、学校給食センターに係る歳出を終わります。

佐藤委員長 歳入を説明願います。佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 引き続き、歳入の説明を行います。

70ページをお開き願います。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、1節 学校給食費 879万2,000円、前年から545万7,000円の減額となっております。これは、先ほど説明いたしました、児童・生徒の給食費を半額助成することによるものでございます。3節 雑入。雑入のうち71ページの下から4段目、雇用保険繰り替え金のうち給食センター調理員分2万8,000円を計上しております。

以上で、学校給食センターに係る歳入の説明を終わります。

佐藤委員長 学校給食費の歳入・歳出の説明が終わりましたので質疑を求めます。

東出委員。

東出委員 これやるとすべての課が終わるので、総務課長にちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。総務課長、本年度予算を組むのにすべての課をずっと見てきたのですけれども、灯油・燃油の関係。25年度がリッター当たりいくらで、今回何円アップした予算計上になっているのか、その辺をちょっと教えていただけますか。できれば、総体のトータルもわかれば、リッター当たりの単価と総体がわかれば概算でいいです。教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員長 総務課長。

新井田総務課長 手元に25と26を比較した資料がないものですから、ちょっと時間をいただいてもよろしいでしょうか。

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 給食センターの材料費1,400万円計上していますけれども、これは病院、老健の給食の時にもお願いしたのですけれども、町内業者からの仕入れというか、病院、老健は委託ですからやはり安いものを仕入れるというそういう。商売上からすればどうしてもやはり町内業者からの仕入れが高くつくというようなことを言われました。それも致し方ないのかなというふうな思いもするのですけれども、はたして給食センターはどういう実態になっているかと。ただ、町内の業者全てではないのですけれども、何件かちょっとどのくらいの規模で納入しているかと聞いたら、「うちは給食センターの納入がない」という町内の業者もいるものですから、はたしてその辺というのは給食センターとしてどういう業者の選定を含めてやっているのか、その考えを一つお願いします。

佐藤委員長 佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 できるだけ委員がおっしゃったように、地元の業者さんにいろいろなものを使いたいというのは基本でございます。それで、いまはどんな態勢をとっているかという、協力いただいているのは納入組合ということで、何社か複数で納入組合を作っていただいて、そこから物資の調達をしているのと、あとは農家の皆さんの奥さん達です。パンプキンクラブというのがあるのですけれども、そのパンプキンの方々から野菜の納入を行っております。組織的には二つございます。

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 納入組合の組織というか参加の商店といえますか、何店というか何個で組合を組織しているのか。

佐藤委員長 佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 いま、納入組合は2店でございます。

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 確かに過去も、給食センターあるいは国保病院も直営で例えば職員抱えて給食を提供していた時は、同様の確か業者さんだったような気がします。確か納入組合のようなものを結成しての、そこからの仕入れだということだったのですけれども。やはりこれは、納入組合でなければだめだという例えばメリット、例えば学校給食法による、例えば米の納入だとか、そのことによって格安に仕入れができるだとかそういう部分があるのであればいいのですけれども、この納入組合自体の定義というのはなんですか。過去の経過を含めて、噂でしか私達は耳に入っていないものですから、その辺の実態を今後明らかにしてそれでいいのかどうなのかという部分。これは、給食センターだけの判断もしなければ、行政側にも求めていかなければならない部分なのかなと。これではよくないと思うのです。そのことによって、もっと高いものを仕入れるという可能性だってあるわけですから、やっぱりその辺はもう少し検討するべきだというふうに思うものですから、その辺についてはどういう見解をもっていますか。

佐藤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時07分

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。総務課長。

新井田総務課長 それでは、さきほどご質問のありました25年度予算と26年度予算で灯油の算定単価でございますが、25年については平成24年12月8日現在の改訂単価で、リッター当たり88円で算定してございます。平成26年度につきましては、平成25年11月11日の改訂単価で、1リットル当たり101円で算定してございます。なお、庁舎内の全部の合計の数字というのは灯油のみでは算出しておりませんので、申し訳ございませんが数字はございません。以上でございます。

佐藤委員長 佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 竹田委員からのご質問の納入組合のことなのですが、納入組合はかつては6社、7社とかあったようでございます。現在は、2社になっております。廃業されたりとかいろいろ納入できないとかといういろいろな諸事情で減ってきてございます。ほかの業者さんから取引できないかというふうに基本的には考えております。納入組合に入っていないければだめというふうには認識してございません。ですから、こちらから例えば納めていただきたい業種さんとかには、「こういうものを納めることができますか」とかといったことは問い合わせた経過もでございます。

佐藤委員長 竹田委員。

竹田委員 聞きたいのは、納入組合が組織されてそこだけのいままでは取引だったと。納入組合の実態は2店舗しか加入していないという。過去には、6軒、7軒あったのだけれどもいまの実態は。やはり、実態に合わないとなれば組合を解体して町内業者を平等に。それは、扱っていないものもある、扱っているものもあるでしょうから、そういう部分でやはり木古内町の商業振興という。例えば、給食センターは組合に入っていないければ納入できないというふうに思っているかもわからない。ここの組合に入っていない店舗から言わせれば。平野商店、セラーズは入っていないでしょ。例えばの話で、そういう実態も含めて同じような商売をしている商店であれば平等に取引をすべきだと思いますので、もし教育委員会のほうで納入組合を解体して新たに26年度からの仕入れについては再考するという考えはないのかどうなのか。

佐藤委員長 佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 組合を解体するという権限は給食センターにはございません。これは、自主的につくっていることで、我々が解体するものではございません。ですから、いま竹田委員がおっしゃるようないろいろな広く地元のものを使っていきたいというのは基本的に考えております。地産地消ということで、いろいろな地元のものを使いたいということですか、あとは安定的にできれば地元のかたが供給できればそういうものは使いたいというのは基本的に変わりはありません。

佐藤委員長 平野委員。

平野委員 今の関連ですけれども、竹田委員からご指名もありましたので私も商売に従事しているものとして、地域の商工会会員の意見をちょっと述べさせていただきたいのですけれども、いま給食センターが納入組合との取引をしていると。その納入組合という存在自

体を勿論はじめて聞きました。当然、給食センターとしては納入組合という組織と提携した契約書を取っているわけでもないと思うのです、いまの答弁を聞きますと。別にどこからとってもいいというお話でしたから。であれば、例えば老健でしたり病院でしたり、その地域の商店を活用できないのかという話をした時の、「難しい」という言葉の内容が、例えば年間を通して商品を供給できないだとか、数字がどうしても合わないだとか。そのような事情で、地元の商店とはなかなかうまく取引ができていないという明確な答弁があったのです。いま聞く以上は、その納入組合さんとの取引をしていること自体で、どのようなメリットがあるのか。先ほど竹田委員も言いましたけれども、では全体的にその組合が値段が安いから取れているのか。あるいは、そこの組合でしか買えないものがあるのかという理由もない中で、ずっと何年も何十年かわかりませんが、そこでの取引をしてきたと。佐藤センター長はいま、「どなたでも声をかけていますよ。」ですとか、「どこからでも取引のチャンスがありますよ」というようなことを申し上げましたけれども、ほかの組合員以外の業者さんはそのチャンスがあることさえも知っていない現状なのです。であれば、年度当初にきちんとした入札ではないですけれども、このような取引をしていますという公平に全町にやるべきではないですか。その中で当然、その納入組合なのかわかりませんが、「ではこちらはこういう値段で卸せますよ。こういう商品を提供できますよ。」という中で判断して決めてもらえばいいというのが当たり前筋の流れだと思うのです。その辺の部分について、新年度の展開はどう考えているかお聞きします。

佐藤委員長 佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 いま平野委員のおっしゃることですけれども、給食センターとしましてはできるだけ地元のものを使いたい。それもできるだけ安価でというようなものが基本でございます。それも且つ安定的にという、この3つがございます。それらを兼ね備えていらっしゃるところはこちらのほうで別に拒むところではございません。「では、みんな知っているのか」ということですが、これについては特別こちらのほうでは宣伝はしてございませんでした。いまおっしゃったことは十分、これから検討課題とさせていただきますと思います。

佐藤委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 給食センターの関係はこれでいいですね。

資料がいま出てまいりましたので、このことについて説明願います。

佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 ただいま追加提出させていただきましたタイヤショベルの比較表につきましては担当の西山主査。

(「わかる」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 東出委員。

東出委員 いまこうやって比較表が出てきたのですけれども随分、タイヤショベルも高くなったものだなという部分なのですけれども、これは地元の業者からリースをするのであれば、ここは北海産業、レンテック、それから知内にいくとまだあるのです。これはずっと同じ会社からのリースでしょ。確か、そんな流れなのですよ。その辺は今後の課題としながらも、これはこれでわかりました、いいです。ただ、あなたの口から言ってもらいた

かったのは、予算・決算、前年度、前々年度から私は言っているのです。今年度の予算を組む時に、あなた方は毎年予算計上をする時に、あえて私は言ったのですよ。買ったらどうなのと。それ自体やっていないでしょ。買ったほうがいいんじゃないですかとか、そんなことを去年の決算委員会でも話をしたでしょ。買うのなら私は大いに賛成しますよと。それを、今年度の予算の時にどう反映されていたかという、何らなにもやっていないのです。ただリースをして、日数を80日を160日と倍にしているでしょ。それ自体、私はその答えが来ないからしつこくやったのですよ。いいですか。この比較をして、あなた達はあとリースにするのであればリースで私はいいですよ。買うのなら買ってでもいいですよ。ただ、私は買ったほうが得ではないのかというのは何年もこのまま引きずり込んで来ているから毎年、50万くらいかな。そうでしょ、ずっとでしょ。私が言うのは、買ってそれは町の一般財産として有効に活用したほうがいいのかというのが私の持論なのです。それが、今回はこの予算の中に出てきたのはリースはリースでいいのだけれども、リースで行くのですよ。何も直す気はないと思うのです。ただそこで、あなた達教育委員会と財政を持っている総務課のほうとの協議の中の話が出てこないのです。それが残念なのです。わかりますか。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 資料の提出は遅くなりましたが、これを基に先ほど私が言いましたけれども、買ったらいいいのか、リースがいいのかという比較検討をして、今回はリースということで提案させていただいたわけでございます。いま、東出委員がおっしゃる他の課との関係。先ほど、防災だとかいろいろな多目的な利用だとか、それにつきましては今後、総務課を中心に相談してみたいと思います。

佐藤委員長 東出委員。

東出委員 最後に言いますけれども、あなた達がこれを組む時に当初にお金を持っている財政と協議をされたことが何ら伝わってこないからしつこくやったのです、そこをわかって。

佐藤委員長 又地委員。

又地委員 例えば、180日と書いてあるでしょ。半年間だけリースして返すんですね。そうしたら、翌年にまた借りるのです。そうしたら、いつも新車を借りなさい。わかりますか、意味。例えば、前年に借りた機械がまた来たとか、あるいはみればポンコツで大して良くないです、来ている機械は。そう思うよ、見ているから。そうしたら、これからいったら今度は少し頭を使って、毎年新車を入れてもらいなさい、リースで。これからいくと、新車でも9年を見ているでしょ。3年、4年経った車もみんな同じです、リース料は。そうしたら、性能のいい新車を毎年入れてもらうのです。意味はわかりますよね。そうすると、今度はリース屋さんのほうで困るのです。新車を買うと760万円もするというのですか、こんなにしないです。HITACHIのZW30でしょ、こんなにしないから。北海産業に行けばいいでしょ。このリースをしているのはレンタルでしょ。これは、引き合いに出したのですか、見積もり合わせとか。ずっと安く入るでしょ。たぶん、5年償却で高く470から480万円でしょ、こんなのなら。そしてそれを9で割るのです。年間、結構安く入りますよ、きっと。早い話がポンコツでしょ、教育委員会にあるのは。例えば、3年使った、4年使ったというのであれば、その年によっては「もう少し安くしなさい」と、「まけなさい

い」というのが仕事ですよ。それでなければ毎年、89万6,400円でこれからもずっと行くのであれば、「毎年、新車を持ってきてください」というお願いをしてリースをするべきです。

佐藤委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 いま、又地委員がおっしゃった新車の件ですけれども、これはあくまで毎回、新車をお願いするということでの見積もりでございます。

佐藤委員長 又地委員。

又地委員 そうしたら、課長はそう言うんですね。例えば、来年借りたやつが新車でなかったらまけさせるのですかあなたは。まけさせれますか。ちょっとわけのわからないことを言っているよ。いま課長が言ったのは、新車のリース料で上げさせているのでしょ、これは。そうしたら、新車が来なかったらまけさせれるのですか、そうでしょ。こうしたら、ことしが借りていたやつは新車ですか、違うでしょ。もう少しでガタツとくるようなやつではないですか。こういうものというのは、アワメータも付いているのです。この機械は、いついつくったと。そして、いままで例えば3年経ったと。1年にいままで何時間動いているというアワメータも付いているのですよ、本来は。だから、例えばリースする時にそのアワメータが何時間動いていると、稼働時間です。それによって値段を決めないとだめなんです。わかりますか、意味。そういうものなんだよ、機械というのは。だから、ただ見たら「塗装もして大したいい」と、ではだめです。アワメータが、例えば稼働している時間が多くあるとシリンダも減っているのです。そうすると燃費も食うのです、オイルも食うのです。そういうことも考えながら、ただ課長。毎年、新車のリース料で見ていると。もし来年、新車が来なかったらこの値段から下がっていないとおかしいよ。

佐藤委員長 ほかに。佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 いまの又地委員のご助言を十分、肝に銘じまして対応したいと思えます。

佐藤委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 それでは、教育委員会の関係はこれで終わります。

どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時25分

再開 午後4時42分

(5) 総括質疑事項のまとめ

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

総括質疑はないということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

佐藤委員長 本日の審議はすべて終了いたしましたので、これで散会いたします。

なお、13日は午後2時より開会いたします。ご苦労様でした。

説明員 大野副町長、新井田総務課長、山下主査、中島保健福祉課長、尾坂主幹
竹田主査、高村主査、高橋主査、若山建設水道課長、構口主査
福田まちづくり新幹線課長 中尾新幹線振興室長、加藤（隆）主査
吉田（宏）主査、中山主査、福井主任、野村教育長、佐藤生涯学習課長
佐藤学校給食センター長、渋谷主幹、平野（智）主査、西山（敬）主査
加藤（崇）主査、畑中主査、木元主任、石川主事、森井代表監査委員

傍聴者 なし

報道 なし

予算審査等特別委員会

委員長 佐藤 悟